

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年9月13日（水）午前8時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	鈴木	てるみ	君	副委員長	久木田	大和	君
委員	松下	太葵	君	委員	野村	和人	君
委員	藤田	直仁	君	委員	塩井川	公子	君
委員	川窪	幸治	君	委員	木野田	誠	君
委員	前島	広紀	君	委員	有村	隆志	君
委員	前川原	正人	君				

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 池田 綱雄 君

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 宮田 竜二 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	小倉	正実	君	収納対策監兼収納課長	萩元	隆彦	君
総務課長	野崎	勇一	君	財政課長	石神	幸裕	君
財産管理課長	楠元	聡	君	税務課長	岩元	勝幸	君
財政課主幹	末増	あおい	君	財産管理課主幹	堀切	貴史	君
税務課主幹	木藤	正彦	君	収納課主幹	福元	啓太	君
総務課総務管理GSL	小島	崇	君	税務課市民税G S L	袴	貴子	君
市民環境部長	有満	孝二	君	市民活動推進課長	吉永	利行	君
市民課長	森	知子	君	市民サービスセンター店長	竹下	里美	君
市民サービスセンター主幹	山口	由美	君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流G長	有村	昭司	君
市民活動推進課市民環境政策G主任主事	姫野	貴之	君				
保健福祉部長	有村	和浩	君	保健福祉政策課長	川畑	信司	君
生活福祉課長	鎌田	富美代	君	子育て支援課長兼こどもセンター所長	宮田	久志	君
長寿・障害福祉課長	中村	和仁	君	新型コロナウイルスワクチン接種対策課長	富吉	有香	君
健康増進課長	鮫島	真奈美	君	こども・くらし相談センター所長	大窪	修三	君
保険年金課長	松元	政和	君	子育て支援課課長補佐	村岡	新一	君
保健福祉政策課主幹	森山	勇樹	君	新型コロナウイルスワクチン接種対策課主幹	大浦	好一郎	君
子育て支援課主幹	小橋	朋彦	君	長寿・障害福祉課主幹	唐鎌	賢一郎	君
健康増進課主幹	上小園	貴子	君	こども・くらし相談センター主幹	中村	真理子	君
こども・くらし相談センター主幹	稲留	幸一郎	君	保険年金課国民健康保険G長	蔵原	寛久	君
長寿・障害福祉課障害福祉G長	石原	智秋	君	生活福祉課管理G長	脇丸	智子	君
農林水産部長	永山	正一郎	君	農政畜産課長	鎌田	順一	君
耕地課長	八重山	純一	君	農政畜産課主幹	内村	光孝	君
耕地課主幹	吉田	進	君	耕地課主幹	笠井	剛	君
耕地課主幹	小濱	健一	君	農政畜産課畜産第2G長	久米村	博文	君
商工観光部長	池田	豊明	君	商工振興課長	立野	博	君
商工観光施設課長	園畑	精一	君	商工振興課主幹	西村	賢三	君
商工観光施設課主幹	松崎	義美	君	商工振興課商工観光政策GSL	川野	洋也	君
商工観光施設課施設管理G主査	若松	樹	君				

建設部長	西元 剛 君	建設政策課長	竹下 淳一 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	土木課長	笛田 純一 君
都市計画課長	秋窪 達郎 君	建設政策課主幹	丸山 省吾 君
建築住宅課主幹	迫 則男 君	土木課主幹	立山 和幸 君
都市計画主幹	深迫 康幸 君	土木課河川港湾G S L	山内 武志 君
建設政策課政策G主査	今村 翔 君	建築住宅課長建築第1G主任主事	松元 公生 君
教育部長	池田 宏幸 君	教育総務課長	林元 義文 君
社会教育課長	福永 清美 君	社会教育課長補佐	田上 裕紀 君
教育総務課主幹	徳田 章 君	社会教育課主幹	井上 寛昭 君
教育総務課教育政策G長	山内 太 君		
上下水道部長	上小園 伸一 君	上下水道総務課長	寶徳 太 君
下水道工務課長	三島 由起博 君	上下水道総務課主幹	滝間 宏 君
下水道工務課雨水G主任主事	塩屋 一成 君		
消防局次長	川崎 敏朗 君	消防局総務課主幹	池田 康一郎 君
消防局総務課経理係	澤 聡一郎 君		
福山総合支所長	山元 幸治 君	福山総合支所地域振興課主幹	稲留 真智子 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第61号 令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について

議案第62号 令和5年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第63号 令和5年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第64号 令和5年度霧島市下水道事業会計補正予算（第1号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 8時58分」

○委員長（鈴木てるみ君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る9月5日の本会議で付託されました議案4件の審査を行います。お手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。

△ 議案第61号 令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について

○委員長（鈴木てるみ君）

議案第61号、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について、総括及び総務部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（小倉正実君）

議案第61号、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）についての総括を御説明いたします。この補正予算は、7月上旬の大雨及び台風6号により被災した施設の復旧に要する経費、国・県などから事業採択通知があった各種事業に要する経費、福山公民館の改修に要する経費のほか、高圧電力の契約変更に伴い不足が見込まれる光熱水費、令和4年度決算等に基づく国・県への償還金や、地方自治法の規定に基づく令和4年度決算剰余金の積立を主なものとしています。歳入につきましては、特定財源としまして、国県支出金、市債等を、一般財源としまして、国・県からの過年度分の追加交付金、繰越金等を計上しています。その結果、歳入歳出それぞれ31億8,850万5,000円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ701億6,051万9,000円としようとするほか、第2表で繰越明許費の補正を、第3表で地方債の補正を行おうとするものです。なお、今回、

各部等で計上しております高圧電力の契約変更に伴い不足が見込まれる公共施設の光熱水費につきましては、この総括で一括して御説明いたします。次に、総務部の関係につきまして、御説明いたします。歳入につきましては、繰越金に所要の額を計上しようとするものです。歳出につきましては、総務費で、令和4年度決算剰余金の2分の1相当額を財政調整基金へ積み立てる経費、市県民税及び国民健康保険税へのQRコードの導入及び森林環境税の対応に伴うシステム改修に要する経費をそれぞれ計上しようとするものです。詳細につきましては、引き続き、関係課長がご説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○財産管理課長（楠元 聡君）

高圧電力供給施設59施設のうち54施設の光熱水費の追加補正について、財産管理課において一括して説明します。高圧電力供給については、令和元年度から年度ごとに一般競争入札により小売電気事業者と各施設を一括して契約していました。年度ごとに契約施設数や電力の使用量によって異なるものの、電気料の大規模割引による削減効果は、令和3年度は約1億2,400万円、令和4年度は約1億4,000万円でした。本年度についても同様に令和4年10月に一般競争入札の公告を行ったところ、新電力といわれる多くの小売電気事業者の事業撤退等の影響もあり、入札参加者が1者もありませんでした。これにより、電力の最終保障供給の仕組みに基づき、九州電力株式会社が示す募集停止となっていた標準メニューの1.2倍となる割高な電力使用料で九州電力送配電株式会社と契約せざるを得ない状況になりました。このような中、九州電力株式会社霧島営業所から、「令和5年2月14日15時から標準メニューの申込みを九州電力のホームページにおいて、1施設単位で申込受付をすること、また、電力供給可能枠上限に達し次第終了すること。」の連絡を受け、受付開始当日、市職員30人体制で一斉に入力した結果、59施設中56施設について契約することができました。なお、残りの3施設については、標準メニューより高いものの、最終保障供給の電力料より安い小売電気事業者と契約することができました。割高な最終保障供給契約を避けることはできたものの、高圧電力の契約変更に伴い、当初の想定を上回る電気使用料金になっている状況です。今回の一般会計補正予算（第5号）において、各施設の6月までの使用実績を基に前年度と比較することにより、予算の不足が見込まれる54施設の合計1億888万2,000円を追加計上しています。以上で説明を終わります。

○総務部総務課長（野崎勇一君）

補正予算（第5号）に係る総務課所管の予算について、御説明いたします。一般会計補正予算書の4ページをお開きください。第2表繰越明許費補正の、(款)2総務費(項)1総務管理費、(事業名)庁舎等整備事業は、シビックセンター維持管理事業における直流電源装置改修事業について、令和4年度に実施設計委託を行い本年度事業実施予定としていたところでしたが、これまで入手が困難となっていた小型の直流電源装置を入手できる見込みが立ち、既存機器の移設が不要となる見込みとなりました。つきましては、実施設計の一部変更を行う必要が生じたことから、直流電源装置改修事業の年度内完成が見込めなくなったため、令和6年度に繰り越そうとするものです。以上で、説明を終わります。

○財政課長（石神幸裕君）

補正予算（第5号）に係る財政課所管の予算について、御説明いたします。令和5年度一般会計補正予算（第5号）に関する説明書の24、25ページをお開きください。(款)21、(項)1、(目)1、(節)1繰越金の22億1,767万6,000円の増額は、決算剰余金の一部を、予算編成を行うための一般財源として計上するものです。歳出につきましては、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）説明資料の1ページをお開きください。(目)財産管理費の基金管理事務において、17億6,100万円を計上しています。これは、財政調整基金への積立金であり、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき令和4年度の決算剰余金の2分の1を下回らない額を積み立てるものです。以上で、説明を終わります。

○総務部税務課長（岩元勝幸君）

補正予算（第5号）に係る税務課所管の予算について、御説明いたします。令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）説明資料の2ページ中段を御覧ください。（目）賦課徴収費の市民税総務管理事務事業において、60万円を計上しています。これは、地方税統一QRコードを用いる税目の拡大で、令和6年度から個人市県民税普通徴収と国民健康保険税普通徴収の納付書に、QRコードを設定するために、システム改修が必要なことから計上するものです。次に、個人市民税賦課事務において100万円を計上しています。これは、令和6年度から森林環境税を個人市県民税の均等割の枠組みを用いて賦課徴収することが定められ、これに伴い各帳票のレイアウト変更やデータ管理を行うためのシステム改修が必要なことから計上するものです。以上で、説明を終わります。

○収納課長（萩元隆彦君）

補正予算（第5号）に係る収納課所管の予算について、御説明いたします。令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）説明資料の2ページをお開きください。（目）賦課徴収費の市税等徴収・滞納整理事務において、委託料39万円を増額計上しています。これは、令和6年度から個人市県民税及び国民健康保険税において、納付書に地方税統一QRコードを導入することに伴い、滞納整理システムを改修するものです。以上で、説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから総括及び総務部に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松下太葵君）

この光熱水費の予算の不足が見込まれる1億888万2,000円は、いつからいつの不足が見込まれる分なのか教えてください。

○財産管理課長（楠元 聡君）

今回計上している補正予算額は令和5年度分でございます。令和6年3月末までの電気使用量でございます。

○委員（前川原正人君）

総括の部分でお聴きをしておきたいと思うんですが、地方創生臨時交付金が今年の5月と次は9月に予定をされていると思います。現段階では、市の財源の確保という点で見たときに、市町村分のいわゆる予算として、予算額が、1回目が国の予算で3,985億円でした。そして、2回目が、1回目のこの金額を差し引いた交付の残額が大体おしなべたときに3,421億円ということで、情報を得ております。そうしますと、1回目の5月申請についてはですね、それこそ総務部のほうで采配を振っていただいて、いわゆる補正予算を組んで、この地方創生臨時交付金を活用して、子育て、非課税世帯への財源の措置をしたりとか商工業者へのということで配分をしたわけですが、この10月申請について今回の予算の中には入っていないような気もするんですが、今後の見込みとして、行政としてはどのような対応をお考えなんですか。

○財政課長（石神幸裕君）

今、前川原委員がおっしゃられた臨時交付金の残りの部分です。国に10月の2回目が最後の申請になりますので、これについては、今現在、最終的な調整をしているところです。

○委員（前川原正人君）

申請がですね、10月2日ぐらいまでの期日だと記憶してるんですけど、結局は最終的には12月議会、もしくは施策によっては、専決処分だったりすると思うんですけど、その辺についてはまだ議論というのはないわけですか。

○財政課長（石神幸裕君）

この残りの予算につきましては、実施も含めて早期にしなければ、国の繰越し予算でございますので、補助金であれば2月末の実施になります。ですので、今、制度設計をしておりますので、予算を上げるタイミングも市長を含め庁内で検討しておりますので、今後、速やかに予算措置をしたいと考えております。

○委員（前島広紀君）

先ほどの松下委員の質問と同じことになると思うんですけども、課長の口述の中で、令和5年2月14日15時から標準メニューの申込みをホームページにおいてしたということなんですけれども、先ほどの質問と同じなのは、令和5年2月に契約したということですよ。そしたら当初予算には出てこなかったわけですか。

○財政課長（石神幸裕君）

時系列で申し上げますと、先ほど口述の中にもあったんですけども、10月の入札公告をして、結果がどこも手を挙げなかったという中で、最終的に九州総配電の最低のところになるのかなあとしたところで、九州電力のほうから2月に標準プランの申込みがあるということでした。当初予算につきましては1月末で予算を固めるものですから、当初予算の段階では、大口契約が令和4年度に伸びている分を加味しまして予算計上したところなんです。ですので、今回、契約が大きく変わりましたので、この分の差額を今回予算計上したのになります。

○委員（前島広紀君）

そうしたら、ちょっと分からなかったんですけども、令和5年度4月から来年の3月までの変更ということになるわけですか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

今年度の来年3月末までの補正を今回計上しております。今回標準メニューで契約いたしました電気料の発生日は令和5年4月1日からでございます。

○委員（前島広紀君）

もう一つ確認したいのは、標準メニューの1.2倍となる割高な電力使用料金であって、その次に標準メニューの申込みを九州電力のホームページにおいてとあるわけなんですけれども、その標準メニューの1.2倍、割高な契約になっているわけですか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

現在標準メニューなんですけれども、入札で令和4年10月の入札公告で、入札参加者が1者もありませんでした。要するに契約することができなかったものですから、最終の引受先がない。この場合は、高圧電力の最終保障供給の仕組みに基づいて、九州電力管内でございますので九州電力の最終保障、これが標準メニューの1.2倍の金額以上になるということで規定されております。もう入札参加者がいなかったものですから、私どもとしてはもうその最終保障の仕組みに基づいて、最終保障契約を結ばざるを得ない状況だったわけなんですけれども、九州電力霧島営業所から1.2倍ではなく、標準のメニュー、電力供給の上限枠は達していたのだと思いますけど、新規受付を九州電力はしてなかったわけですね。その新規受付を令和5年2月14日のほうで、上限枠があるけれども、今までは59施設、一括で契約をしていたわけですが、それではなく1施設ごとの申込みをホームページ上でしてくださいということになりまして、1施設ごとで一応市職員30人が頑張っって何とか、ほぼ受付をしていただける状況になったんですけども、1施設ごとでしたものですから、一括契約に大幅割引というものが無いということで、その分が令和4年度まではあったわけなんですけど、それが実績ベースで1億4,000万円ほどあったわけなんですけれども、今回はそれがなかったということで、今現在は1.2倍の金額で、電気料金ではなく標準の金額で契約できているということでございます。

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩します。

「休憩 午前 9時19分」

「再開 午前 9時20分」

○委員長（鈴木てるみ君）

再開します。

○財産管理課長（楠元 聡君）

私どもで今高圧電力契約している金額ですけど、令和5年2月14日に申し込んだものは、令和5

年4月1日からの契約分でございます。

○委員（前島広紀君）

ありがとうございます。もう一つ確認したいのは、こういう状況になったのは、この霧島市だけなんですか。それともほかの市町村もこういう状況なんですか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

この状況は全国規模でございます。1例を挙げますと、中国電力、中国四国地方ですけれども、あちらのほうで、同じように標準メニュー、最終保障になってしまうような自治体だとか事業者がいっぱいいたんですけれども、あちらのほうで標準メニューの新規受付を開始したら、1日半で上限枠に達してしまって、それに漏れたところはもう最終保障しかないという状況でございました。県内、私ども令和4年10月入札公告をする前からも、県内の市町村の情報収集をしております、その中でやはり始良市が私どもより早く入札公告したんですけど、やはり1者もでなかったという状況でございました。九州電力の説明では、一度入札公告をしてもらって、入札者が誰も1者もいなかったならば最終保障に応じますということでございました。私どもとしても一部の期待をして、入札公告を行ったわけですけれども、1者もいなかったという状況でございます。私ども59施設中56施設が契約出来たわけですけれども、一部情報でいくと、新聞記事では福岡県の大牟田市が高压施設の半分も契約が標準メニューで契約できなかった。あと、ほかの情報で始良市もほぼ半分も契約できなかったのではないかなというふうに情報はつかんでいるところでございます。

○委員（野村和人君）

今の高圧についての引き続き質問なんですけれども、今回、10月に公告を行って今の状態になったというわけですけれども、公告を行わなければ先に九電との契約をするという話になっていたのか、公告しなければいけなかったのかまず先に教えていただきたい。

○財産管理課長（楠元 聡君）

まず九州電力から、入札公告をする以前から、令和5年4月1日からの契約に関する入札には参加しないということの通知を受けておりました。そのときは九州電力だけでしたので、ほかの新電力と言われるところは入札する可能性もあったのではないかなと思うんですが、その時点からも九州電力とは打合せしていたんですけれども、標準メニューの受け付けをもう既に停止していたので、入札を行わずに九州電力を契約するということはできなかったというところでございます。

○委員（野村和人君）

結果的に2月14日に職員の方々が頑張ったというようなお話もあったわけですけれども、令和6年度、5年度、6年度、今後においては、どのような方針で契約を進めていこうと考えていらっしゃるのか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

令和6年度でございますが、九州電力とも打合せ、聴き取りとかしているところでございます。ただ、今の契約は令和5年度分のみということで、令和6年4月1日からの高压電力に関しては、九州電力のほうも今までどおり契約できるのか、再申込みをしなきゃいけないのかというのは、九州電力でも今、協議を進めているということでございます。ですので、私どもとしては来年度については、また九州電力の状況に応じて入札をしなきゃいけないのか。それとも、何かほかに手段があるのかというのをまた、見定めていきたいなと思っているところでございます。

○委員（前川原正人君）

今の関連になるんですけど、口述書の中で、3施設が標準の料金よりも安く、安いということで契約をせざるを得なかったというのがある。ごめんなさい逆、標準より高くなったということで、それは最終的には契約しないと電力の供給が止まるわけですから、せざるを得ないというのは分かりますけれども、この業者は同じなんですか。小売電気事業者というのは、同じ会社が3施設とも同じという理解でいいんですか。

○財産管理課長（楠元 聡君）

契約電力でございますが、口述書と同じ通り、九州電力、そのとき聴いて確認したのは、九州電力の標準メニューの金額よりは高いけれども、1.2倍となる最終保障供給契約の電気料よりは安いという説明を受けました。この会社なんですけれども、同じ会社でございます。

○委員（前川原正人君）

それと、先ほどの地方創生臨時交付金ですけれど、これは大体9月の十五、六日くらいには県への申請をして、そして配分がある一定程度決まってくると思うんですけれど、どれくらいを想定されていらっしゃるんですか。それはもうまだ確定ではないので、こんだけということは言えないと思いますけれど、大体大枠で幾らくらいを見込んでいらっしゃるんですか。

○財政課長（石神幸裕君）

この臨時交付金につきましては、既に交付上限限度額を示されておりますので、5月の臨時会等で使った残りが、今現在1億86万1,000円ございます。[12ページに訂正発言あり] これを活用することになるかと思えます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は総括の部分で、今回積立金を財政調整基金に対して17億6,000万円ほど積立てるわけですけれども、これを当初予算ベースで見たときに、いわゆる令和4年のベースで見たときに64億9,800万円の見込みですよということが、一つの指標として財政シミュレーションでもうたわれてるわけですね。令和5年度では47億8,600万円と。これで見たとときにですね、実際、相当な金額が積立られていくことになるわけなんですけれど、いわゆる経営健全化計画の中では、計画よりもたくさん積立ますよということがうたわれてるわけですよ。それは合致しているとは思いますが、あまりにも乖離し過ぎているということをおっしゃるを得ないんですけれども、やはり実態に合ったというか、もっと市民の生活が本当に厳しいです。燃料高騰だったり物価高騰だったり、先ほどの電気代の高騰だったり、本当に厳しい状況になっているわけですので、もう少し実態に合わせるといいますか、もう少し、ためるばかりじゃなくて、少しは市民のための支援をするとかですね、そういう議論というのはなかったんですか。

○財政課長（石神幸裕君）

財政調整基金の計画額よりも多く、今実績ベースであるということなんですけれども、そもそも本市においては、当初予算編成において毎年度、財源不足が生じております。これはもう財政調整基金から多額の繰入れをしなければならぬということが一番の要因でございます。これを解消したいんですけれども出来ていない状況です。ですので、基金があるおかげで予算編成が行われております。それと、計画につきましては、あくまでもこの当初予算ベースでの話でございます。決算ベースで申し上げますと、先ほど委員がおっしゃられた計画額との乖離はありますけれども、実際の財政調整基金の基金残高においては、平成28年度をピークに右肩下がりになっております。そこの乖離というのは、乖離といいますか、大幅に増えているとかではなくて、実際、当初予算を編成する上において、財政調整基金を繰入れているものですから、基金自体は減っております。ですので、あくまでもこの健全化計画というのは、当初予算を編成するに当たって最低の計画で、これ以上減るとも予算を組めないよというのを、実際、想定しているわけでございますので、実際の決算ベースとの違いがあるかと思えます。また、今おっしゃられる市民生活に支障がないように手当てするという意味で申し上げますと、この分を、上ぶれたからといって将来の財政計画もなしに導入すると、経常経費が膨らんで、しかも先ほどから議論になっているこういった光熱水費の増高とか、普通建設事業費の増高、また来年度スタートするであろう次元の異なる少子化対策への国の施策に対する市の負担分、これにつきましても、確保しておかなければなりませんので、それらを総合的に判断して、市の施策を立てて、それに対する予算措置をしているところであります。

○委員（前川原正人君）

実際ですね、おっしゃる意味はよく分かります。分かるんですけれど、例えばこれはもう我々は

もう数字でしか見れないわけですよ。だから当初予算ベースで見た時、そして決算で見た時、決算というのは次の年度へどう生かしていくのかという視点が必要ですので、そういう議論にならざるを得ないんですけど、今回のこの17億6,100万円の積立金というの、私が言っているのは、例えばこれは令和4年度の余剰金なわけですよ。ある意味、そういう点でいけばですね。全部精算をして、こだけ余ったから基金に積立てますよと。積み立てる場合は基金の中から2分の1以上を積み立てるんですよっていうのはこれは条例でもちゃんとしっかりと担保されて、法的根拠もしっかりしてるわけです。だから、私が言いたいのは、やはり何ていうんでしょうね、たまるようなとちょっと語弊がありますが、もうそういうふうに、財源不足を起こさないように次の年度に送るといのは意味は分かるんですけども、あまりにもこの実態と計画との乖離がですね、実際相当違ってきているわけですよ。当初予算ベースでこっちは見えていますので。それはもう当然出るのが当たり前ですけど、もう少しその実態に合わせた形での、金は多いほど、それはもうそれにこしたことはないですけど、もう若干のその猶予とかあまりにも猶予があり過ぎているので、そこを少し、若干、ちょっと圧縮はできないのかということができないのか問うているわけです。

○財政課長（石神幸裕君）

何度も繰り返しになるんですけども、基金は減っております。この剰余において、基金が右上に上がればそういうことになろうかと思っておりますけれども、減っております。基金総額では、今後の見通しで特定建設等に積んでおりますけれども、財政調整基金は現実減っております。この計画でいうところの上振れ分は10億です。コロナの令和2年度の5月の臨時会後の専決処分で、この財政調整基金を10億繰り入れました。この10億が、もしそういった意味でなければ、迅速な市民への補助ができなかったところでありまして、その部分が上振れしているから、その分をつぎ込んでしまうと全く身動きができない状況になろうかと思っておりますので、やはりこの部分をきっちり蓄えておく必要があるかと。先ほども申し上げましたけれども、いろんな4次を立てた後に、諸事情がこんなに目まぐるしく変わるとは想定しておりませんで、コロナも想定しておりませんでした。ですので、このぐらいでいだろうということで、どんどん上振れした分を需要に充ててしまうと、将来、困ってしまうということになろうかと思っております。

○委員（野村和人君）

口述書の4ページの庁舎等整備事業について、小型の直流電源装置を入手する見込みが立ち、既存機器の移設が不要となったというような口述なんですけれども、これに対する減額効果はどのぐらいなのか教えてください。

○総務部総務課長（野崎勇一君）

現在、今年度の事業実施に向けまして、昨年度実施設計を行ったところでございます。本年度の移設を伴う予定の事業から、移設を伴わない形への小型化した製品を納入する形によりまして減額効果というものにつきましては、190万8,000円程度を見込んでいるところでございます。

○委員（野村和人君）

令和6年度に繰越明許については4,600万円と読めるんですがこれでよろしいかと。

○総務部総務課長（野崎勇一君）

はい、そのとおりでございます。

○委員（野村和人君）

減額効果は190万円程度なんですけど、繰越しはこれだけある状態で、実質上、大がかりな設計変更はしながらも効果は190万円ということになるのかなと想像したんですけども、その辺について、もう少し分かりやすく説明いただきたいのと、実質上6年度に繰越した場合の、現状、足場を立てたりいろいろしているわけですけども、そういった外観的なものが6年度までも残ってしまうのか、教えていただきたいと思っております。

○総務部総務課長（野崎勇一君）

事業の概要につきまして御説明いたします。まず、直流電源装置というものにつきまして概要を

御説明いたします。この装置につきましては、電気の漏電とかショート、そういった電気事故等が発生した際に、高圧電力の主回路を遮断をする。家庭用で言いますと、いわばブレーカーというような大型の機械があるようですけれども、その機械に電源を供給したり、通信施設、設備、防災無線などの防災システム、非常用照明など絶対に電気をとぎらせてはならない、そういったものに供給をする仕組みの設備のようでございます。それにつきまして、昨年度、実施設計を委託した際には、製造メーカー側のほうが新型コロナウイルス関連性ございまして、製造ラインが一部ストップしていたということで、既存製品といったものしか製造が出来なかったということでございます。今年度に入りまして、コロナが緩和いたしまして、製造ラインが復旧をいたしまして、受注製品となる小型の製品を生産ができるようにラインが稼働し始めたということでございます。それに伴いまして、小型製品を購入することに伴いまして現在、この直流電源装置につきましては、本庁舎本館の裏側に機械棟という建物がございましてけれども、その中に庁舎に関連する様々な機械設備等が入っておりますけれども、その中の一つの機器が、この直流電源装置でございます。これを従前の設定でいきますと、他の既存機器を一旦動かして、そののちにこの直流電源装置を交換して据え付けて、そののちまた移設をしたものをまた元に戻してというようなそういった交換作業も必要になってくるということございました。その移設に必要となるというのが、現在、市民サービスセンターの証明発行、あるいはコンビニ証明そういったもの等に影響がある情報通信機器の無停電電源装置というものの移設を伴うということになっておりまして、この間がそういったコンビニ証明等も発行ができなくなる、住民サービスに支障を来す恐れもあるということもございましたので、それを数回繰り返すということは、市民サービスに影響もあるということから、移設を伴わない方向への工事へ見直すということで、受注製品になりますと発注後、製造に長期間の期間を要する。今聴いている話では七、八箇月、製造期間を要するというところから、年度内での工事の完成ということが非常に難しいということが見込まれるため、繰越しのお願いをするところになってございます。外観等の足場につきましては、現在、長期間の足場等を設置するということは想定しておりませんで、現在の庁舎の外観に足場等が設置をしているものにつきましては、外壁等の改修工事のものとなっておりますので、別工事の足場となっております。

○委員（木野田誠君）

QRコードの設定ということで、ここでは、税務と収納課ですか、出ているわけですけど、このQRコードを開いた後にはどういう文言が出てくるのか教えてください。

○収納課長（萩元隆彦君）

QRコードを開いた地方税のお支払いサイトというところを開いて、パソコン、あとスマホですすね、そこでQRコードをかざして読み取ってもらえば、もうそこでお支払い、いろんなお支払い手段がありますけれども、例えば、インターネットバンキングを前もって登録していれば、その口座から、あとクレジットカードでやっている場合は、クレジットカードからとか。そういうような形で、特段、その金額を打ってとか、そういう形はいりません。あと、金融機関の窓口で、そのQRコードのついた納付書をお持ちいただければ、従来どおり、領収印を押して返されるんですけども、金融機関側のほうの処理でQRコードがついていると、例えば指定金融機関以外の、例えば北海道の銀行でもお支払いができるとかそういうメリットが。全国つながっているインターネット網で、金融機関、ほぼ全国の金融機関も窓口で納付ができるとか、そういう利便性が出るものです。

○委員（木野田誠君）

納入方法の案内ということでよろしいですか。

○収納課長（萩元隆彦君）

QRコードがついてる納付書というのは、その分で、もう納付が幅広くいろんな手段で行えるということになります。

○委員（前川原正人君）

財源的な部分はここの総務部で聴かないと、ほかの課では聴けないので、確認の意味でお聴きを

するんですけど。今回、福山公民館の建て替え工事ですね。もともとの主体は残して、柱などは残して、あとは増改築をし消防署を入れるということで予算があるわけですけど、その財源が、地方債と。これは恐らく合併特例債になっているだろうと思いますけれど、財源的——これ違うんですか。合併特例債は使っていないんですか。そういう記憶があるんですけど、もし違ってたらごめんなさい。

○財政課長（石神幸裕君）

おっしゃるとおりです。

○委員（前川原正人君）

そうなりますと合併特例債を使うわけですよ。だからこれが、ごめんなさいね、記憶が大分薄れてきたんですけど、確認の意味でお聴きをしますが、霧島市の場合、上限額が430億円でしたっけとか、370億だったかちょっとろ覚えなんですけど、そこは確認をさせていただきたいと思います。

○財政課長（石神幸裕君）

合併特例債の発行限度額、建設事業費分がですね、今、計画上481億円になっております。

○委員（前川原正人君）

そうなりますと、それはもう有効な財源を使っていくということですね、有利な財源を使うという点では、行政当局もいろいろ苦勞しながら進めてきていらっしゃると思うんですけど、あとの残額はどれぐらいあるものなんですか。

○財政課長（石神幸裕君）

さきほど申しあげましたうちの発行可能額につきましては481億円。4年度までの発行額が約341億8,000万円です。令和5年度発行見込額が約33億2,000万円となっております、残りが約106億円になっております。

○委員（前川原正人君）

財政のほうで聴かなければもうどこでも聴けないというのがあるわけですけど、あとの今の106億円の合併特例債の見込先。この合併特例債というのも条件がついていますので、どこでもということにはなりませんので、何かそういう今後の見込みを考えた建設事業等があるのかないかお示しいただけますか。

○財政課長（石神幸裕君）

合併特例債につきましては、令和7年度が発行期限となっております。その中で今後、活用見込みについては、主には（仮称）霧島市クリーンセンターへの整備事業に充てまして、残りの事業で申し上げますと、（仮称）霧島総合保健センター整備事業、あと市民会館の改修事業、隼人駅の東西自由通路等とか消防指令台、あと教育施設ですね。あと福山公民館、学校給食の備品等を充てる予定で計画しております。

○委員（前島広紀君）

口述書の6ページ、税務課についてお尋ねしたいんですけども、令和6年度から森林環境税を個人市県民税の均等割の枠組みを用いて賦課徴収するということなんですけれども、この森林環境税は徴収するのは幾らでしたかね。

○総務部税務課長（岩元勝幸君）

お一人1,000円、均等割のかかる方が1人1,000円いただくこととなります。森林環境税。

○委員（前島広紀君）

年額1,000円ということを確認したところなんですけれども、ここで聴いていいのかどうか分かりませんが、令和5年度の森林環境税の還付金、これはここではわかりませんか。

○総務部税務課長（岩元勝幸君）

令和4年度の森林環境譲与税につきましては、9,502万2,000円となっております。

○委員（野村和人君）

ちょっと財源ということで、聴いてくれというお話もあったもんですから、お聴かせいただきたいんですけども、市長の提案理由説明の中で、今回の両国国技館の9月場所における懸賞旗を送るというようなお話があったと思うのですが、ここについての財源は何なのか御示しいただきたいと思います。

○総務部長（小倉正実君）

委員のほうから、財源という形での御質問ではありましたが、今回の懸賞旗につきましては、商工観光部の所管で、それも含めまして財源のほうも向こうのほうでの説明のほうが適切かなと考えますので、もし、関連でお聴きされたいのであればそちらのほうでしていただければと思います。

○委員（有村隆志君）

今回のこの一般会計補正予算（第5号）の歳入のところで、26ページに雑入というのがあるので、これは何か土地を売ったものの回収金なのか。ここを教えてくださいませんか。

○財政課長（石神幸裕君）

この雑入につきましては、大きくは、西郷公園の解体の2分の1の補助金がここに入っております。あと、市民サービスセンターの印紙代がここに入っております。主なものはこの2点です。

○委員（有村隆志君）

一つ質問を変えて、例えば土地とか、そういう今回、市営住宅なんかを解体して、それが売れたものが、こういうものは随時こういう形で出てくるということで、今回はないけど、その都度。それともう、タイミングとしてはどの辺、いつ頃、今年度、どこか出てくるのでしょうか。土地の売却のものが予算として、ここにアガってくるのがいつぐらいにあるか。

○財政課長（石神幸裕君）

財産売払い収入につきましては、今のところ、大きいものは想定はしておりません。よくあるのは、耕地課の分とか、あと住宅とかございますけれども、そういった小さいものから大きいものまでありますけれども、今はちょっと大きいものはちょっと想定しておりません。

○委員（前川原正人君）

不思議に思ったり疑問に思ったことをそのまましていると眠れないので、今聴きますけど、石神課長のほうから、雑入部分については西郷公園改修費のいわゆる補助金だということですが、そうすると普通だと、何かこう事を起こす時にはですよ、例えば交付金だったり補助金だったり、国庫支出金だったり、県支出金で対応していくわけですから、歳入項目としてはちゃんとうたわれるわけですよ。それが雑入になったというのはどういう理由なんですか。

○財政課長（石神幸裕君）

この件につきましては、所管は商工観光部ですので、また詳しく聴いていただきたいんですけども、補助金につきましては、国県から直接入る分とこの案件は、また詳しく聴いていただきたいんですけども、観光庁がある団体に出したやつをうちが決定を受けていただくものですので、直接国から入ってくる補助金ではないところです。また詳しく聴いていただければと思います。

○総務部長（小倉正実君）

財源の関係で雑入の質問等もありましたが、例えばですけども、参考までに説明資料の10ページを御覧いただきますと、今、説明しました西郷公園の管理運営事業の中では下のほうに財源として雑入というふうに記載されておりますので、それ以外の項目につきましても、財源が充てられているものについては、雑入も含めて記載しておりますので、もしよろしければまた参考にさせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

○総務部長（小倉正実君）

すいません。補足で説明と予算に直接関係がないものですから、特に説明をどうしようかとちょ

っと考えたところであったんですが、前川原委員のほうから、合併特例債の関連がありまして、実は、先日の総務環境常任委員会の所管事務調査で、霧島市経営健全化計画の今後の見通し等について御説明させていただいたところでありました。その中で、今後の見通しとしまして、先ほども少し触れましたけれども、令和7年度に発行期限を迎える合併特例債の発行可能額の変更が必要となっているというふうに考えております。これにつきましては、先ほど言いました普通建設事業の今後の見込みが、現在計画しております経営健全化計画の見込みの相当上振れをしているということと、また、物価高騰や人件費高騰の影響にもあるところであったり、国の異次元の少子化対策による扶助費等の増高などがありまして、そのようなことから、新たな財政需要への対応が必要となっておりまして、現在の経営健全化計画の財政計画の見直しを行うとされているところでもあります。こちらにつきましては、今年度中に見直しを行うこととしておりまして、それに伴いまして、議決案件である新市まちづくり計画につきましても、財政計画の部分の変更が出てきますので、それにつきましても併せまして今年度中に見直すこととしておりまして、また、議決案件である新市まちづくり計画につきましては3月議会に、来年、令和6年の第1回の定例会になりますけれども、そちらのほうに提案できればというふうな形で考えておりますので、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。

○財政課長（石神幸裕君）

すいません。先ほど前川原委員から臨時交付金の残高の御質問があつて、私、間違っておりました。訂正いたします。5月の臨時会後の額を申し上げましたけれども、その後6月議会でも補正を組みましたので、残りが臨時交付金約9,600万円程度ございます。訂正してお詫びもうしあげます。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで総括及び総務部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時59分」

「再開 午前10時01分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（有満孝二君）

議案第61号、令和5年度霧島市一般会計補正予算のうち、市民環境部所管の予算の概要について、説明いたします。第5号補正予算説明資料3ページを御覧ください。市民サービスセンター運営事業について、新型コロナウイルス感染症による様々な制限も解除されたことから、市民によるパスポート申請件数が増加し、印紙及び証紙代の不足が見込まれることから増額補正を行うものです。以上、市民環境部で所管する歳出予算の説明を終わらせていただきますが、その詳細や、歳入予算等につきましては、引き続き、市民課長が説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○市民環境部市民課長（森 知子君）

市民課に関する令和5年度一般会計補正予算について、御説明いたします。令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）に関する説明書は34ページから35ページ、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）説明資料は3ページです。戸籍住民基本台帳費の市民サービスセンター運営事業において、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同じ5類に位置付けられ、行動制限も緩和されたことに伴い、海外へ渡航される方等のパスポート申請が増加したことから、不足する印紙・証紙経費として、1,677万9,000円を補正予算計上するものです。歳入については、雑入で収入印紙・収入証紙販売料3を事業費と同額の1,677万9,000円計上しています。

以上で説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松下太葵君）

この金額はどういう根拠で何人分を見込んでこの金額になったのか教えてください。

○市民サービスセンター店長（竹下里美君）

まず、この増額補正になるんですけれども、当初予算では、件数が1,464件で1,970万4,000円を計上して見込んでおりましたけれども、今回は2,733件と3,648万3,000円を見込み直しましたので、1,269件、金額として1,677万9,000円増額しています。

○市民環境部長（有満孝二君）

一応この根拠といいますか当初予算のほうで今、店長が申しましたように、1,464件の1,970万4,000円という当初予算を組んでいたものなんですけれども、これについては、このコロナ禍の状況の伸び率を勘案してやっておりました。今回、コロナが明けて旅行の方々が増えていくということで、これが前の状況の数値にある程度戻して、それに、今回そういうパスポートを取得するに当たってのいろんな事業等が入っておりますので、多くなること等も見込んで、その前の状況に1.3をかけて今回つくったということです。

○委員（前川原正人君）

パスポート関係については、期限がやっぱり違うのがありますよね。5年だったか、10年とか、5年10年ってあって、今度は期限によって今度は収入印紙の金額が違ったりとかいうのを覚えてるんですけれど、大体傾向としてやっぱり、10年が多いんですか。5年が多いのですか。全体でおしなべたときにどうなのかという点でお示しいただけますか。

○市民サービスセンター店長（竹下里美君）

令和5年度8月までの件数になりますけれども、10年が513件、5年が359件でございました。

○委員（前川原正人君）

予算に直接関係ないんですけど、国によっては、半年以上パスポートの期限がないと入国できませんよとか、そういう条件等もついてる国もあるんですよ。だからそういうのは、今回のパスポート事業関係については、そこまで案内はされてはいられて。把握は難しいと思いますけど、そういうのもあるということでの案内というのはされないわけですか。

○市民環境部市民サービスセンター主幹兼市民サービスセンター副店長（山口由美君）

お客様の渡航先につきましては、申請等にはほとんど書かれませんが、お客様から聞かれた場合にはこちらでお調べして、これくらいの期間が必要ですよというのは、お伝えしております。

○委員（木野田誠君）

部長のほうで、コロナ前に戻すっていうような話ありましたが、コロナ前の数が大体分かっているら教えてください。

○市民サービスセンター店長（竹下里美君）

平成29年度から令和3年度ぐらいまでは、コロナ前になるんですけれども、平成29年度が2,040件、コロナの少し前の令和元年度が2,054件、コロナ禍になりますと令和2年度206件、令和4年度は若干増えておまして736件、令和5年度は7月から8月までで872件となっています。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで市民環境部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時12分」

「再開 午前10時16分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、保健福祉部部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第61号、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、保健福祉部所管の予算の概要について、説明いたします。今回の補正予算の主なものとしましては、社会福祉施設費の地域介護・福祉空間整備事業及び地域介護基盤整備事業において、介護施設の整備等に対する助成に要する経費を、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業において、同給付金の支給要件が緩和されたことに伴う対象者の増加に対応するための経費を計上しました。そのほか、社会福祉総務管理事務事業、介護保険特別会計繰出金、重度心身障害者医療費助成事業、児童福祉総務管理事務事業、生活保護総務管理事務事業、保健衛生総務管理事務事業、保健センター維持管理事業において所要の経費を計上するものです。詳細については、担当課長等がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

はじめに、長寿・障害福祉課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は6～9、14～23、36～37ページ、予算説明資料は3～5ページです。なお、各課からの説明は、予算説明資料を用いて行います。予算説明資料3ページ、社会福祉総務費の社会福祉総務管理事務事業については、令和4年度特別障害者手当等給付費国庫負担金ほか6つの国庫支出金の確定に伴う償還金、計1,559万8千円を計上しました。次に、予算説明資料4ページ、介護保険特別会計繰出金については、国庫支出金の確定に伴う追加交付並びに更新件数及び調査件数の増加により不足が見込まれる認定調査費に係る事務費の特別会計への繰出金、計1,308万7,000円を計上しました。内訳は、令和4年度低所得者保険料軽減負担金分が96万9,000円、認定調査費に係る事務費分が1,211万8,000円となっています。特定財源として、国及び県の低所得者保険料軽減負担金を計94万6,000円充当しています。次に、障がい者福祉費の重度心身障害者医療費助成事業については、給付方式を償還払い方式から自動償還払い方式へ変更することに伴うシステム改修に要する経費100万円を計上しました。内訳は、全額が委託料です。次に、予算説明資料5ページ、社会福祉施設費の地域介護・福祉空間整備事業については、介護施設等の防災・減災対策を推進するため、民間事業者が行う非常用自家発電設備の整備に対する助成に要する経費1,546万円を計上しました。内訳は、小規模多機能居宅介護施設2か所に対する補助金です。特定財源として、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を全額充当しています。次に地域介護基盤整備事業については、県の地域医療介護総合確保基金を活用した介護施設の整備に対する助成に要する経費382万円を計上しました。内訳は、グループホーム1か所の看取り環境整備に対する補助金です。特定財源として、県の地域介護基盤整備事業費補助金を全額充当しています。以上で、長寿・障害福祉課関係の説明を終わります。

○保健福祉部こども・くらし相談センター所長（大窪修三君）

続きまして、こども・くらし相談センター関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は6～9、14～15、18～19、36～39ページ、予算説明資料は4ページ、6ページです。予算説明資料4ページ、社会福祉総務費の社会福祉総務管理事務事業については、令和4年度生活困窮者自立支援事業費等国庫負担金ほか2つの国庫支出金の確定に伴う償還金、計538万9,000円を計上しました。次に、予算説明資料6ページ、児童福祉総務費の児童福祉総務管理事務事業については、令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金の確定に伴う償還金22万6,000円を計上しました。以上で、こども・くらし相談センター関係の説明を終わります。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

続きまして、子育て支援課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は6～9、14～19、26～27、38～39ページ、予算説明資料は6～7ページです。予算説明資料6ページ、児童福祉総務費の児童福祉総務管理事務事業については、令和4年度児童扶養手当給付費国庫負担金ほか12の国庫支出金の確定等に伴う償還金、計1億9,418万8,000円を計上しました。特定財源として、

放課後児童クラブからの返還金28万4,000円を充当しています。次に、予算説明資料7ページ、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業については、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対して、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、児童1人当たり5万円を給付する同給付金について、当初、支給対象者要件の一つに、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給水準又は住民税非課税相当まで下がった者との規定がありましたが、その後、収入減少の理由を問わず、児童扶養手当受給水準の者又は令和5年度住民税非課税者若しくは住民税非課税相当の者であれば対象となる旨の要件緩和がなされたことから、それに伴う対象者の増加に対応するための経費3,507万8,000円を計上しました。内訳は、対象者に対する給付金として、ひとり親世帯分が1,000万円、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分が2,500万円の計3,500万円、そのほか、事務費として通信運搬費等7万8,000円となっています。なお、同給付金については、速やかに対応する必要があることから、既存予算を振り替えて給付の手続きを進めており、今回、既存予算振替分の経費を補正計上するものです。特定財源として、国の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金を全額充当しています。以上で、子育て支援課関係の説明を終わります。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

続きまして、生活福祉課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は6～9、14～15、40～41ページ、予算説明資料は7ページです。予算説明資料7ページ、生活保護総務費の生活保護総務管理事務事業については、令和4年度被保護者就労支援事業費国庫負担金ほか3つの国庫支出金の確定に伴う償還金、計3,198万4,000円を計上しました。以上で、生活福祉課関係の説明を終わります。

○保健福祉部健康増進課長（鮫島真奈美君）

続きまして、健康増進課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は8～9、42～43ページ、予算説明資料は8ページです。予算説明資料8ページ、保健衛生総務費の保健衛生総務管理事務事業については、令和4年度感染症予防事業費等国庫補助金ほか2つの国庫支出金の確定に伴う償還金、計646万3,000円を計上しました。以上で、健康増進課関係の説明を終わります。

○保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課長兼接種対策グループ長事務取扱（富吉有香君）

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策課関係予算について、説明いたします。予算に関する説明書は8～9、42～43ページ、予算説明資料は8ページです。予算説明資料8ページ、保健衛生総務費の保健衛生総務管理事務事業については、令和3年度からの繰越分の令和4年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の確定に伴う償還金、計6,021万9,000円を計上しました。以上で、議案第61号、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）の保健福祉部関係予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。ここで暫く休憩します。

「休憩 午前10時30分」

「再開 午前10時40分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（木野田誠君）

コロナウイルスワクチンの接種で償還金が出ているわけですが、お金じゃなくて、ワクチンが大分残ったりすると思うんですが、それはどういうふうに処理されてるのか。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策課管理グループ長（大浦好一郎君）

有効期限が来たワクチンにつきましては、医療機関のほうで破棄をしている状況です。

○委員（木野田誠君）

その有効期間はどれぐらいですか。

○保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課長兼接種対策グループ長事務取扱(富吉有香君)
ワクチンの種類によって若干違いますが、1年だったものが1年半に延び、2年に延びているものもあります。ワクチンの種類が手元にないのでわかりませんが、厚労省のほうから順次きています。

○委員(木野田誠君)

ですからその期限が来たものは処理しているってということじゃなくて、期限がいろいろあるんだったら、そういう期限が実際に来たときは、長いですから1年以上とかいうことであれば、物は処理してるということでいいんですけども、例えば私は6回打ちました。6回打ったけれども、1年以上前に最初打っているわけです。だから1年の保管期限があればそのときのやつはあるというふうには我々は考えるわけです。そこをもう少し詳しく説明してください。

○保健福祉部新型コロナウイルスワクチン接種対策課長兼接種対策グループ長事務取扱(富吉有香君)
ワクチンが当初は従来株、そのうちオミクロン株、2価という形で、順次変わってきておりますが、その都度、余り残さないような形で、ワクチンの配給を国に要望しているので、その関係でそこまで廃棄する部分はないんですが、モデルナとが若干医療機関が希望されない分は、市のほうで廃棄した部分もございます。

○委員(前川原正人君)

一般会計の補正予算の説明資料の3ページの部分で、国庫支出金の確定に伴う償還金と。これは要はある一定程度、どれぐらいであろうという一つの目安をつけて、予算を組んでいると思うんですけど、もう要は償還金ですので、余った分は、使わなかった分は返すというのは、当然のことなんですが、この償還金に至った経緯はどのようなものだったのか、お示しいただけますか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長(中村和仁君)

今ここに示してある国庫支出金につきましては、概算で、県国のほうから支出しています。年度末で実績が固まりますので、もらい過ぎている部分を償還するものです。

○委員(前川原正人君)

あくまでも予算というのは見積りですので、不足をしないようにということも理解するわけですけど、逆に言えば事業としては100%行き渡ったという理解でよろしいですか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長(中村和仁君)

今の御質問ですが、利用者が実際使った実績に基づいていますので、行き渡ったというふうに考えています。

○委員(前川原正人君)

もう一つは、次の4ページの予算説明資料の中で、今回重度心身障害者の医療費助成事業が償還方式から自動償還払いということで1回申請さえしておけば後は自動的に医療費が入ってくるというこの一つの、国県の施策によるものなんですけれども、例えば自治体の取組として子ども医療費は18歳まで非課税世帯については無料なわけですよ。実際今現実には。だから、そういうような重度心身障害者、障害児も含めた形でのいわゆる医療費無料の議論とかいうのは、なかったわけですか。もう、国県から言ってきたそのまま、制度が変更になって自動償還払いというふうにされたと思うんですけども、繰り返しになりますけれども、自治体での取組として、障害児については、医療費無償にするとかですね、そういう議論というのはなかったのですか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長(中村和仁君)

今の御質問については、県とのそういう協議というのはありません。あくまでもシステムの導入ということでの予算計上です。

○委員(前川原正人君)

同じく5ページになりますが、この中で、さきほどの償還金、同じケースだろうとは思いますが。その中でも、雑入として、これは放課後児童クラブの返還金28万4,000円ということで予算計上があ

るわけですが、これはどのような背景、どのような理由による返還金だったのかお示しいただけますか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

今質問ありました6ページの部分だと思います。この放課後児童クラブの返還金ですとか、全国的におきまして会計検査が実施されて、その中で、本市以外の部分なんです、開所日数の解釈の仕方が誤っていた関係で、開所日数を満たさなかったというクラブがあったということを受けて、全国一斉に、その調査が行われ、調査の結果、そういった、本市におきましても、開所日数を満たしてなかったクラブがございまして、そちらのほうの返還金です。

○委員（前川原正人君）

1か所なんですか。会計検査院が入れば当然、詳しく見て実際との齟齬が生じていれば、その部分については、返還命令が出るわけですが、その部分については、何か所もたくさんあるわけで、本市の場合は公設民営型を選択して、前の前田市長のときからずっと流れがあるわけですが、その辺について1か所なのか全体なのか、開所日数がどこまで違ったのかということは求めませんが、場所的な部分で、たくさんある中での児童クラブの一部だとは思いますがその辺についてはどうだったんですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

今回、こちらのほうに計上しています28万4,000円、こちらにつきましては1児童クラブになります。

○委員（久木田大和君）

5ページの地域介護・福祉空間整備事業及び地域介護基盤整備事業につきまして、事業者の負担分もあるかと思うんですけど、これの全体の事業費が幾らになっているのかということと、負担割合についてお示してください。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

5ページの地域介護・福祉空間整備事業については、書いてあります通り、事業費が773万円の2か所で計上しています。補助の上限額は773万円です。今回、国等に要望を上げるときに事業所が業者からの見積もりをもらう。そこについてはこの金額とこの上限額の低いほうが、対象事業費になるんですが、今回見積額が同額の773万円ということで、イコール上限額となっています。ここについては、事業所の負担分はないという状況です。地域介護基盤整備事業については、これは看取り環境整備の内容で、予算は、382万円計上して、この補助の上限額も同額で、ここにつきましては事業所が見積書もらっている額が555万円、差額の173万円が業者負担ということで、今回補正計上しています。

○委員（前川原正人君）

7ページ、拡充事業で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業ということで予算計上があるわけですが、これは国庫補助が100%、10分の10ということで明記してあるわけですが、これは今回の予算でどれぐらいの人たちが対象になっていますか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

今回、追加した部分になりますが、ひとり親世帯分としまして200人、それからひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分として500人を見込んでいます。

○委員（前川原正人君）

そうするとこれはいわゆるプッシュ型の事業という理解でよろしいですか。

○子育て支援課長兼子どもセンター所長（宮田久志君）

こちらにつきましては、申請型になります。

○委員（前川原正人君）

そうすると今までの令和5年度で事業を施してきた、施策をしてきた、全体数でいけばどれぐらいの人数だということになりますか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

全体で考えた場合には、ひとり親世帯で2,700人、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯で2,300人を見込んでおります。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、8ページの先ほど木野田委員のほうからもあったんですけど、新型コロナウイルスワクチンの接種事業の部分で、償還金があったり令和3年度の国庫補助の部分が償還になるわけですけど、今、この今までの接種率等についてはどのような、数値を示していますか。

○新型コロナウイルスワクチン接種対策課管理グループ長（大浦好一郎君）

接種率につきましては、初回接種と言われる一、二回目接種、こちらのほうが、霧島市で、約8割程度、80%となります。3回目接種、これにつきましては、60%ちょっと。4回目接種につきましては、対象者が60歳以上の高齢者の方、それから医療従事者、高齢者施設等の従事者に限られています。この4回目接種につきましては、40%ちょっととなっている状況です。それから、今年の9月下旬から始まりましたオミクロン対応の2価ワクチンにつきましては、人口の初回接種を完了した方の約50%の方が接種を完了している状況です。

○委員（野村和人君）

子育て世帯生活支援特別給付金の件で、既存予算を振り返って給付の手続を進めていらっしゃるということで、スケジュールのほうも、少しでも早くと、やっていただいているようでございますが、今の段階で案内文をいつ頃提出できそうになったか見込みはありませんでしょうか。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

今回、対象要件が緩和されて、対象が増えるということで、追加で計上いたしました。この中で例えば令和5年度の対象児童を養育している住民税非課税者につきましては、こちらのデータを把握することができましたので、既に案内文書を送付いたしております。あとの方につきましては、またその制度の見直しの分の周知を図っていかないといけないというのもありますので、ホームページ、市報、ポスターそういった部分でまた周知を図りまして、申請をしていただく流れです。

○委員（有村隆志君）

生活保護総務管理事務事業の中で今回、償還金が発生している。令和4年度、コロナもあって受給者が増えたのか。令和4年と3年と比べて、どうだったのか。

○委員（木野田誠君）

今の件で、支援事業を令和4年度何件あったのか。

○委員（有村隆志君）

少しお聞きしたいんですけど、霧島市は結構広い面積を有してる中で生活保護者が、かなり中山間地で交通手段のないような中での生活保護の方もいらっしゃるのかなあという気もするんですけど、伊佐市においては車もいいよというような人もいらっしゃるみたいです。そこら辺を検討したことがありますか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

車の保有の条件等について、車については、障害の方であったり、病気であって医療機関が遠いなどの理由がある方もいらっしゃいます。自動車の保有が基本的には認められていないんですけども、申請の時点で持っていらっしゃる方でそういった勘案すべき事項、バス代よりも車に乗っていったほうが安いとか、バスの時間の都合が合わないとか。そういった方たちの状況を把握して、自動車の保有の容認については検討している。自動車を保有してない方たちについては、医療機関にどうしても行かないといけないという場合は、バス利用が難しかったらタクシーなどの移送費の支給をしているところです。

○保健福祉部生活福祉課管理グループ長（脇丸智子君）

先ほどの生活保護の世帯数の件なんですけれども、年度累計でいきますと、令和3年度の保護者数が2万3,793名。令和4年度が2万4,184名となりまして、前年度と比較して1.6%の増になりました。

た。

○委員（前川原正人君）

説明資料の7ページの中で、償還金利子及び割引料で、3,173万5,241円ということですが、これは全て自主的に返納だったりとか、辞退だったりとか、ある意味就職ができたとか、もう必要ないよということになっているんだろうと思いますけれど、大体どれぐらいの世帯がこの中に入ったと言うことになりますか。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

今回の生活保護の関係の償還金につきましては、国から生活扶助、医療扶助等を概算でいただいております。よって実績による清算となりますので、自立等は勘案していません。就労支援については、現在資料もっていませんので、後ほど報告をさせていただきます[20ページに答弁あり]。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで保健福祉部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時06分」

「再開 午前11時10分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第62号霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。執行部の説明をお願いします。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第62号令和5年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要をご説明申し上げます。今回の補正予算は、令和6年1月1日に施行される国民健康保険の産前産後保険税の免除に伴うシステム改修に係る経費を追加計上し、歳入歳出予算の総額にそれぞれ132万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ144億8,010万1,000円とするものです。詳細につきましては、保険年金課長がご説明申し上げますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉部保険年金課長（松元政和君）

議案第62号令和5年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。予算に関する説明書は4から11ページ、予算説明資料は1ページです。まず、歳入について、令和5年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により説明します。8ページをご覧ください。（款）4県支出金（項）1県補助金（目）1保険給付費等交付金については、産前産後保険税の免除の開始に伴うシステム改修の費用と同額が県から補助されるため、132万円を増額するものです。次に、歳出について説明します。10ページをご覧ください。（款）1総務費（項）1総務管理費（目）1一般管理費については、先程歳入で説明しましたシステム改修の費用を、132万円増額するものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

産前産後の保険税の免除の開始に伴うシステム改修と、これ1月1日から始まるわけで、年度末までに対応することになると思うんですけども、大体これまでの実績で見た場合に、どれぐらいの人たちが免除対象というふうに見込んでいらっしゃいますか。

○保健福祉部保険年金課長（蔵原寛久君）

過去3年間の平均の出産者数は70人となっていますので、1年間で同程度を推測しています。

○委員（前川原正人君）

今おっしゃった、過去3年間で実績を見たときに大体年間70人だから、これを12割ってあと3か月ありますから、年度末まで、幾らぐらいを想定していますかという問いです。

○保険年金課後期高齢者医療グループ長（木藤正彦君）

委員がおっしゃったように17人ぐらいになります。国が示しているのが免除の平均額が2万7,000円ぐらいになりますので、45万9,000円ぐらいを見込めると思います。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第62号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時15分」

「再開 午前11時17分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。保健福祉部より発言の申し出がありましたので発言を許可します。

○生活福祉課長（鎌田富美代君）

令和4年度の就労支援の実績です。事業の参加人数が135人に支援しております。

○委員長（鈴木てるみ君）

ここで暫く休憩します。

「休憩 午前11時18分」

「再開 午前11時18分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第63号霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。執行部の説明をお願いします。

○保健福祉部長（有村和浩君）

議案第63号令和5年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要について、説明いたします。今回の補正は、令和4年度介護保険特別会計の決算に伴い国、県、一般会計への負担金、補助金の返納及び介護給付費準備基金への積立金並びに認定調査費に係る事務費を計上するもので、歳入歳出それぞれ5億5,163万円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億7,861万3,000円とするものです。詳細については、長寿・障害福祉課長が説明しますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

長寿・障害福祉課に関する令和5年度介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明いたします。予算書は1～3ページ、予算に関する説明書は4～19ページ、予算説明資料は、1～2頁です。それでは、予算説明資料に沿って説明いたします。1ページ、一般会計繰出金については、令和4年度決算に伴う一般会計への繰出金1,145万2,000円を計上しました。繰出金の内容は、職員人件費等の事務費や地域支援事業費等の法定負担分を、決算額の確定により、一般会計へ返納するものです。次に、認定調査等費については、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの終了に伴い、更新申請件数及び調査件数の増加により、1,211万8,000円を追加計上しました。内訳は、新たに認定調査員3名を任用するための報酬が312万6,000円、認定の際、市が申請者の主治医に意見書を作成してもらうための手数料が835万9,000円、ほか公用車の燃料費、市外・県外の申請者の認定調査委託料となっています。次に、介護給付費準備基金積立金は、令和4年度決算額確定に伴う余剰金を霧島市介護給付費準備基金に積立てるため、4億1,546万5,000円を計上しました。次に、2ページ償還金については、令和4年度介護給付費、地域支援事業等の実績額確定に伴う国、県に対する返還金であり、内訳については、記載のとおりで、合計1億1,259万5,000円を計上しました。以上で説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（久木田大和君）

説明資料の認定調査等費について、件数の増加はどれぐらい、それから費用はれぐらい不足すると見込まれるのかお示してください。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

今回、認定調査等費を、予算を1,211万8,000円計上しております。この内容につきましては、課長が申し上げたとおり、新型コロナの臨時的な取扱いというのが、令和4年度で終了ということで、コロナ禍においては、対象者それぞれで、認定期間というのがあるんです。4年度に更新を迎える方が調査等に行けないという状況であったことから、認定期間を最長1年間延長することができるという取扱いがあります。令和4年度で2,300件ほど、そういう方がいらっしゃいました。その方たちが、令和5年度に、また更新を迎えるということで、調査件数とその分増えているということになりまして、今の調査員が18名、常勤と非常勤いるのですが、1人当たりの件数が増えているので、対応しているものの遅れがちどころもいろいろ出てきているところもあって、今回、増員ということで、報酬のほうを記載の312万6,000円。あとは燃料費のほうで、公用車で調査する件数が増えて、そういったのも、経費として計上しています。手数料の835万9,000円というのは、申請を受けるに当たって、その方たちのかかりつけの病院から、主治医の意見書が必要になりますので、更新件数の増加に伴い、主治医の意見書の病院に払う手数料として、835万9,000円計上しています。委託料については、霧島市に住所を残したまま、家族が住む他市にお住まいになっている方を認定する際は、他市に実際に調査を依頼するというので、事業所とかが調査に行く、そこに委託する分が、今回41万1,000円計上しています。この分について当初予算に計上はしてるんですが、そういった増加の部分がありまして、今回不足分を1,211万8,000円計上しています。

○委員（久木田大和君）

人数としては、今期に1年間延ばした分を追加で2,300件分を対応するというような認識でよろしいでしょうか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

通常で延長しないで更新を迎える方がいらっしゃる。そういう方たちを含めまして更新の分を、合わせて5,200件見込んでいるんですけども、通常であれば4,300件ほどですので、やはりコロナのときに延長した分というのが増えているため調査件数も増えている状況でございます。

○委員（有村隆志君）

調査をする方の増員は何人を予定していますか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

3名を雇用する予定です。

○委員（前川原正人君）

この説明資料の1番最後のページ、2ページになります。償還金が1億1,259万5,000円と、これは概算でいただいでいて、実績に基づいてあと残った部分について返納をするというそういう理解でよろしいわけですか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

今の委員が言われたとおりでございます。

○委員（前川原正人君）

特徴的なのが、これ宮内議員も、本会議の中で議論をした経緯があるわけですが、準備基金の残高が今回を含めて、11億2,000万円ぐらいになるであろうと。そして来年の5月末の出納閉鎖時で、13億9,000万円ぐらいになるであろうと。それはあくまでも見込みですので、何が起こるか分からないというのは十分考えられるわけですが、大体13億ぐらいで推移をするであろうというこの理解でよろしいわけですか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

ただいま委員の言われているとおりです。

○委員（前川原正人君）

来年は第9期の介護計画になっていくわけですね。これはもう3年に1回見直していくというのが周知のとおりなんですが、厚生労働省の通知の中で、この基金については、余力があれば次の計画に反映させて、少しでも保険料を抑制をなさいと、負担を軽減をなさいとということになっている通知があると思うんですが、それはまだ今でも生きてると私は考えてるんですけど、その辺についてはどうなんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

6年5月末現在で13億9,000万円という残高になるんですが、今、委員がおっしゃった、次期計画でそれを反映する、取り崩すっていう考えは、以前の通知でそういった内容があったとは私も確認しているのですが、今、次期計画の通知の中には、具体的にそういう文面というのはいないんですが、考え方は、次期計画の保険料の上昇を抑制するというので、基金を活用するという考えではありません。

○委員（前川原正人君）

ちょっと奥歯に挟まったような言い方でしたけど、要は、全部使いましょうということをお願いじゃないですよ。そらもうある一定程度持つとかなないと。もう不測の事態が生じたときに、すぐに対応ができないから、ただ、そんなに、いっぱい持つ必要もないけどある一定程度は持つてもいいよと。ただし、余力がある程度あるのであれば、次期計画に、俗に言う保険料をちょっと下げるなり、市民生活を守るようなそういう施策があってもいいんじゃないのということをお聞きしてるんですけど、そういうことを想定しているという理解でよろしいんですか。

○保健福祉部長寿・障害福祉課長（中村和仁君）

今の御質問は、今後、保険料を算定していく中で決まってくるものですので、今、取り崩すことも考えながら、シミュレーションしておりますので、その中で決まって、来ることになると思います。なので、最終的には、今年度末の3月議会には保険料のほうは示すということになっておりますので、そういう活用の仕方をさせていただきたいと思います。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第63号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時33分」

「再 開 午前11時35分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（永山正一郎君）

議案第61号、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）の農林水産部総括について、御説明いたします。今回の補正予算は、(款)6農林水産業費の(項)1農業費において、(目)2農業総務費、(目)4畜産業費、(目)6農道及び用排水路整備事業費で、合計1,530万4,000円を増額補正しようとするものです。また、7月の大雨や台風により被災した農地や施設等の機能回復を図るため、(款)11災害復旧費の(項)1農林水産施設災害復旧費において、(目)1農地農業用施設災害復旧費を1億5,320万円、増額補正しようとするものです。なお、農林水産部における総体では、農林水産業費、災害復旧費合計で、1億6,850万4,000円を増額補正となります。以上、概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査くださいようお願いいたします。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

令和5年度農林水産部農政畜産課の一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。一般会計補正予算（第5号）に関する説明書は44～45ページ、一般会計補正予算（第5号）説明資料は9ページです。令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）説明資料に基づいて御説明いたしますので、説明資料の9ページをお開き下さい。（目）畜産業費の、畜産基盤再編総合整備事業は、飼料生産基盤と農業用施設の整備を一体的に実施することにより、新たな畜産主産地の形成に取り組む経費302万9,000円を計上しており、財源につきましては、全て事業主体の負担金となっております。以上で、農政畜産課に関する補正予算の説明を終わります。

○耕地課長（八重山純一君）

次に、令和5年度農林水産部耕地課の一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。一般会計補正予算（第5号）に関する説明書は44～45ページと62～63ページ、霧島市一般会計補正予算（第5号）説明資料は9ページと13ページです。霧島市一般会計補正予算（第5号）説明資料に基づいて御説明いたしますので、説明資料の9ページをお開きください。（目）農道及び用排水路整備事業費の農道・用排水路整備事業は、排水路の設置や橋梁の撤去などにより、大雨等による農地及び農業用施設への被害拡大を防止するための経費として工事請負費1,100万円と、溝辺町宮川内池における防災重点農業用ため池緊急整備事業に伴う事業用地取得経費として公有財産購入費54万7,000円を計上しています。財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業債1,100万円です。次に13ページをお開きください。（目）農地農業用施設災害復旧費の現年補助農地農業用施設災害復旧事業は、7月の局地的な大雨及び台風6号により被災した農地及び農業用施設の速やかな復旧工事を行うため、工事請負費1億5,320万円を計上しています。財源につきましては、農地災害復旧分担金287万円、現年補助耕地災害復旧費県補助金9,527万5,000円、農林水産業施設災害復旧事業債5,070万円です。次に、繰越明許費について御説明いたします。一般会計補正予算（第5号）の4ページをお開きください。追加補正の（款）災害復旧費（項）農林水産施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業の1億5,320万円は、本工事に伴う標準工期を確保できないため、繰り越すものです。以上、耕地課に関する補正予算の説明を終わります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（久木田大和君）

畜産事業費の中の畜産基盤再編総合整備事業について教えていただきたいんですけど、この事業はどういった形の事業なのかについて少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

この事業はですね、鹿児島県地域振興公社において実施される事業でございます。まず、補助率が国が50%、県が22.5%、残りの27.5%が参加農家の負担金となります。市としましては、この参加農家の負担金を受け入れまして、そのまま地域振興公社のほうに流すという事業です。ちなみにこの今回第一牧場につきましては、草地の造成とあと鳥獣被害防止のための柵を張り巡らされるという事業になります。

○委員（有村隆志君）

農道及び用排水路整備事業で1,154万7,000円ということで、これは公有財産も工事されていますけれど、今まで既存でできていたものを不具合があって、これの経緯をちょっと説明してください。

○耕地課長（八重山純一君）

工事請負費の1,100万円、まず概要からなんですけど、3件の工事を計画しております。横川町下ノの小原橋の撤去、それと隼人町西光寺糸走の路床の盛土と舗装、それと溝辺町有川西川内池の600の水路となっております。工事内容としましては、先ほど言いました、横川町の小原橋につきましては、河川にかかる橋がございます。その橋自体が河川幅より狭いものですから、大雨が降るたび

に、それが単純に言うと堰をかける状態で、農地への流出等があるものですから、今回その橋梁を撤去することになります。続きまして、隼人町西光寺の糸走につきましては、以前、ちょっと時代ははっきりしていませんが、もともと狭い道だったところを道路を拡幅するために路肩のほうに土砂を盛りまして、その部分が長年の間に、圧密沈下を起こした状態で、道路半分の片側が沈み込んだ状況でございますので、大変危険ですのでその分についての工事で復旧をする形をとっております。最後になりますけど、溝辺町有川の西川内池につきましては、以前、防災ため池という形で廃止したため池の堤体部より下流側になるんですが、もともとの自然の排水路だったところが、堤体部を開削して、部分のところからの水で土水路が侵食していくという状況でしたもんですから、今回の工事で600の水路用トラフを設置するというような計画になっております。

○委員（木野田誠君）

同じく耕地課にお伺いしますが、繰越明許費のですね、今の時点で繰越明許費が出てくるというのは、まだ9月なのだという気がするんですけども、この辺の説明等から、こういった工事なのかお示してください。

○耕地課長（八重山純一君）

まず、繰越明許費を行うに至った理由でございます。今回の7月3日の台風の関係について、国への査定の災害申請が11月13日の週となっております。そこで国からの審査を受けた後に積算組替入札を行った際に、工事発注ができるのが早くて1月の初旬の頃になります。500万円以下の工事全てにつきましてですが、標準工期が105日間だったと思うんですけど、その標準工期をとりますと、1月中旬から少なくとも4月中旬、下旬という形に至っておりますので、適切な標準工期を確保するために、繰越しをする形となっております。あと工事概要につきましては、少々お待ちください。大変失礼しました。今回の分の工事につきましては、工事請負費1億5,320万円という予算補正を要求しています。中身としましては、農業用施設の復旧に関して9件、それと農地の復旧ということで14件の計23件の工事概要となっております。

○委員（前川原正人君）

説明資料のほうで質問をさせていただきたいと思います。まず9ページの畜産業費の中で、先ほど課長のほうからありましたとおり、50%、22.5%、27.5%、この分を市が負担をするということで理解をするわけですけど、この採択要件というのはどうなってますか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

ちょっと採択要件は今手元に資料を持っておりませんので、後ほどまた。[26ページに答弁あり]

○委員（前川原正人君）

採択要件があるからこそういう、実施に踏み切るわけですけど、結局今回のこの事業の次の展開、いわゆるこれはあくまでも測量試験費だったり付帯事務費等ということでなっていますけど、次の展開はどのように展開をしていくのかですね。もうこれでもう多分終わりではないと思うんですけど、それに対する、例えば事業費だったり、その期間だったり、その辺についてはどのような状況になっていくのかお示しいただけますか。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

今回はですね、測量と試験をメインにしておりまして、今後、6年度につきましては、草地造成、あとフェンス工事、そういったものを6年度にかけてしてまいります。全体事業費につきましては、1億897万8,000円となります。実際、本当は6年度でやる予定だったんですが、ちょっと県のほうから前倒しできないかということで、今回ちょっと補正をしたところでございます。

○委員（前川原正人君）

実際、今回は一つの準備段階、また次の段階ということになるわけですけども、大体何ていうんでしょうね。今回のこの事業の展開の中で、また補助事業ということで、まだ先の話なので、どういうふうに展開するかちゅうのは想定できない。できる部分とできない部分と、概算で分かる部分と分からない部分とあると思いますけれども、大体どれぐらいのこの補助率、国県補助率で負担

割合等になっていくのかお示しただければ。分かっていたらですね、大体これぐらいという概算でいいですので

○農政畜産課長（鎌田順一君）

全体事業費につきましては、先ほど言いました1億897万8,000円となります。そのうち、国と県による補助金が7,900万4,000円。参加事業者の負担金について2,997万4,000円となります。市は参加負担金を受入れて、公社のほうにそのまま流すというふうになります。

○委員（有村隆志君）

今回、用水路、先ほど質問した用水路の予備的な災害に備えてというところがございまして、その中で、今、例えば市街地の中で住宅地がたくさんできて、そこに点在する田んぼがありました。その水路がある関係で、そこに水ががながん流れていて、結局もう用水路では流れ切れずに道路まであふれて流れているという状況があるというのをご存じですか。

○耕地課長（八重山純一君）

大雨の時期等も実際であれば、農業用の用水路という形の中で、例えばうちの道、それから市道の脇に張り巡らされた水路に周りの雨水が流入してあふれるというところがあるということは承知しているところでございます。

○委員（有村隆志君）

今回こういう形で予防的なのということですので、ここ部長ですね、もう本当にこれは喫緊の課題じゃないかと思えます。これともう一つは、今までの既存の農業用設備であってももうかなり古くなって、もう排水すべきところに流れていないというものもあつたりするというのも実際ありますので、そこら辺を部として今後検討していただけないか。どうでしょうか。

○農林水産部長（永山正一郎君）

水路の管理につきましてはですね、大雨の予想時には用水路等使用している水路に対して、全て取水もやめて、排水を行って排水路という形で機能して、できる限り市街地等へ流れ込まないようにですね、雨の降る予想がされるたびに行っているところで少しでも軽減を図っているところです。また、冠水対策に関しましては、農林水産部だけの事業では到底できるものではありませんので、現在、雨水管理総合計画やそれに関連してですねいろんな事業を入れながら、また今ある施設で対応、施設の管理を若干使い方を変えることによってその大雨をしのげるのではないかと、様々な方法で行っているところでございます。また、施設の老朽化に関してはですね、ポンプ等についても排水機場のポンプ等についても順次更新を行って、いざというときに動かなかつたとかそういうことがないようにですね、今準備も進めていますし、また用水路等の水路の開閉についても、遠隔操作ができるような形で予算計上もしておりますので、早急に対応できるようにしてまいりたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

9ページですね。今の有村委員の関連になるんですけど、公有財産購入費が54万7,000円予算計上されてますね。これは場所的にはどこでどれぐらいの面積を予定しているのですか。土砂崩壊なんかによって、工事中道路を確保するという、様々側面があるんでしょうけれど、今回の54万7,000円についてはどのような内容なのかですね、お示しいただけますか。

○耕地課耕地第1グループ長（吉田 進君）

公有財産費の場所につきましては、宮川内池というため池があるんですけども、このため池を補強するための事業をするために、堤体の前に盛土をするんですけども、その部分で用地買収を計画しております。田んぼが540㎡、原野が469㎡、山林が274㎡の1,283㎡を計画しております。

○委員（木野田誠君）

最後になると思います。農道の用排水の整備事業が出てますけれども、ちょっと関連があるかどうか分かりませんが、農道の整備については、耕地でやってもらっているんですけども、この例えば側溝なんかのつまりとかそこは、私の所言えばシルバー人材センターが見守りをしたり

していただけます、その費用は、やはり建設と農政と分けてらっしゃるのか教えてください。

○耕地課長（八重山純一君）

側溝等の清掃とか草刈り等につきましては、各部局、建設部は建設部、農林水産部は農林水産部のほうで予算分けしてるところです。ただ、ちょっと関連になるかもしれませんが、町の真ん中のあたりについての市道もしくは里道等につきましては、お互いの所管課で協議しながら対応しているところでございます。中山間地につきましてはということで、中山間地も同じ体系で行ってやっております。

○農政畜産課長（鎌田順一君）

先ほどの前川原委員の参加要件の件なんですけれども、まず事業実施時に65歳未満、ただ、後継者がいる場合は除かれます。事業の実施により、飼料自給率が向上すると確実に見込まれるもの。一応、飼養頭数に見合った装置等が確保できるということです。あと、規模拡大の意向があるものが事業実施後の5年の目標年度までに、目標頭数を達成するという。あと、補助残及び増頭に必要な経費の確保が可能であるということです。それに施設整備を要望する場合は、飼料畑整備造成合わせて1ha以上実施すること。あと、飼料自給率の向上率が現況値より10%以上になること。あと、過去にですね、本事業他事業を活用した方は、当時の目標頭数を達成していること。これらが参加要件になります。

○委員（前川原正人君）

確認の意味でお聴きをしておきたいのはですね、13ページの中で、7月の局地的な大雨及び台風6号により被災した農地ということで、農地農業用施設の復旧ということなんですけど、これはもう現年度災害という点では、いわゆる今回だけという位置付けになっていると思うんですけれども、例えば、また、災害の査定額にもよりますけど、また次に出てきた場合には、この既定予算の中で、例えば先ほどの地方債の中での限度額を設けてますよね。その中での対応ということも十分考えられるという理解でいいんですか。

○耕地課長（八重山純一君）

今後また災害等台風とかで発生があった場合に、今回補正をする分の予算の既定予算内でありましたならば、そのままの対応をすることになると思います。また、特別に費用がまた必要になるような災害が発生した場合は、次の議会等での補正をと考えているところでございます。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで農林水産部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時01分」

「再開 午後 0時57分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田豊明君）

議案第61号、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、商工観光部所管の予算の概要について、御説明いたします。一般会計補正予算（第5号）説明資料の10ページを御覧ください。商工観光施設課所管の市内各種観光施設維持管理総務事業において、霧島高原国民休養地の温泉中継設備に不具合が生じていることから、機能回復を図るため、該当箇所の修繕に係る経費を、また、同課所管の西郷公園管理運営事業において、霧島市西郷公園の景観を整えるとともに、利用者の安全を確保するため、同公園の回廊等の老朽化に伴う撤去工事に係る経費について、それぞれ所要の額の増額補正を行おうとするものです。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

商工観光施設課に関する令和5年度一般会計補正予算（第5号）について、説明します。令和5年度一般会計補正予算（第5号）に関する説明書は、歳入が26～27ページ、歳出が46～47ページ、令和5年度一般会計補正予算（第5号）説明資料は、10ページになります。補正予算（第5号）説明資料で、説明します。10ページを御覧ください。（目）施設管理費の市内各種観光施設維持管理総務事業において、霧島高原国民休養地の温泉中継タンクのフロート弁に不具合が生じていることから、その修繕料として、129万8,000円を計上しています。次に、別に配布している資料で、補足説明します。別紙の1ページは、今回修繕を計画している場所で、関平鉱泉販売所の北側約120mの位置にあります。裏面（2ページ）を御覧ください。施設の現況写真になります。写真左上の1枚目は温泉中継タンクの全景です。左下の写真3枚目を御覧ください。温泉の蒸気で少し見づらいますが、中央にある円柱状のものがフロートで、通常はタンクが満水になると、このフロートが浮いて、連動している右下の弁が閉じる構造になっています。しかしながら、現在、タンクが満水になってもこのフロートが完全に浮き上がり、また、フロートの左側にあるオーバーフロー管も詰まっているため、写真4枚目のように、国民休養地側での使用量が少ないときは、お湯の逃げ道がなくなり、空気孔などから漏れてしまう状況にあります。そのようなことから、今回、フロート弁一式の取替え及びオーバーフロー管等の詰りを解消し、設備機能の回復を図ることとしています。次に、同目の西郷公園管理運営事業の補正予算について、説明します。補正予算（第5号）説明資料10ページの中段を御覧ください。霧島市西郷公園の回廊等の老朽化に伴う撤去工事を行うための経費として、設計業務委託料及びアスベスト調査分析業務委託料325万円、工事請負費6,070万7,000円を計上しています。財源については、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業補助金で、3,197万8,000円を計上しており、残りは、一般財源となります。次に、繰越明許費について、説明します。令和5年度一般会計補正予算書（第5号）の4ページと別に配布している資料の1ページ西郷公園回廊等撤去工事スケジュールを御覧ください。（款）商工費（項）商工費の観光施設整備事業の6,070万7,000円は、先ほど説明しました西郷公園における回廊等撤去に係る工事請負費で、当該工事については、今年度の設計業務終了後、令和6年度の実施を計画していることから、今回、繰越明許費補正を併せて計上するものです。次に、今回撤去を計画している箇所等について、別に配布している資料で補足説明します。2ページ目は、西郷公園の位置図になります。3ページを御覧ください。赤枠で囲っている箇所が今回撤去を予定している範囲を記載した平面図です。西郷像及び旧物産館の建物を取り囲んでいる回廊等と敷地内の高木や西郷像の近辺にある樹木等についても撤去したいと考えています。4ページ以降は、施設の現況写真になります。5ページを御覧ください。上段の写真2枚は、老朽化により軒瓦が本年7月に落下した状況になります。その下の写真2枚については、軒瓦のいたるところのモルタルが剥がれているほか、ぐらつきが見られる状況です。7ページを御覧ください。これは、敷地内にある茶室や展示回廊等についても老朽化が進んでおり、束石に載っている柱の腐食や白蟻等による被害も広がっている状況写真です。8ページについては、敷地内樹木の状況写真です。下段左側の特にヤシの木が大きくなっており、強風時には、大量の落ち葉が発生するなど、安全管理上も支障となっています。また、その右側の写真については、園外から西郷像を見たときに樹木で隠れてしまっている状況になります。このように、老朽化が進んでいる回廊や外壁等を撤去するとともに、敷地内の樹木についても管理上等の支障があるものは撤去し、西郷像についても外から見やすくなることで、これまで閉鎖的であった同公園を誰もが利用しやすく、入りやすい施設にしていきたいと考えています。以上で、商工観光施設課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（藤田直仁君）

西郷公園の管理運営事業について質問させていただきたいんですが、まずは観光協会に運営を委

託してるかと思うんですけど、観光協会とはどういう関係なってるんですか。業務委託みたいな形でいいんですか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

現在、観光協会が、本年4月から、観光案内所を運営いたしております。以前は西郷どん村にあった観光案内所を西郷公園に移転して運営していると。あわせてこの公園敷地内の管理についても、一体的にという形で、観光協会に委託をしている状況です。

○委員（藤田直仁君）

この場所は、移転する前から、議員の中からも、本当にここで観光案内所として適しているのかということに関しては、結構疑問視をされたところと記憶されると思うんですが、なんなら空港内のほうがよかったんじゃないかとかいうような意見も、そのときに出たと思うんですが、実を言うと私観光協会の会長とも話をすると、今回の撤去作業は大変ありがたいと。ただ、外壁とかいろんな部分が老朽化してると同様に、中のほうもひどい状態だということですよ。で、今回は、外壁とか云々というのをやっているんですけども、希望とすれば、もう少し観光協会の意向も踏まえながら、抜本的な見直しをしたほうがいいんじゃないだろうかと。金額は当然それより跳ね上がると思うんですけども、これを1回、令和6年度で事業としてやってしまうと、次また手を入れるとなると、何年も先になるような気がするんですよ。今の状態だと、今現在どんなふうに使われているかと、トイレ休憩の場所として使われているというふうなぐらいの感覚で今やられてるみたいなんですよ。とてもじゃないけどこのままでは、観光案内所と本来の目的を果たすような形にはできないんじゃないかと不安視して本当危惧してるんで、どのあたりぐらいまでその観光協会との話合いというの持たれたんだろうかっていうのが一つあるんですがどうでしょうか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

当然観光協会と、今後も連携を図りながら、西郷公園を盛り上げていこうということになりますけれども、今回の回廊撤去に当たりましては、これはもう以前からの懸案でございまして、なかなかこれまで検討会の中でも、以前の話なんですけれども、回廊があることでやはり閉鎖的である。公園に入りづらいということがございました。今回観光庁のなかなかこの解体っていうメニューは、補助事業がないものでして、今回この観光庁事業の中で、廃屋の撤去というメニューがあると。これは1施設、1申請しかできないというような状況もございます。観光協会と今観光案内所を運営する中でも、確かに観光案内所が入ってる建屋の中の照明の問題であったり、トイレ等については以前改修してすごくきれいなものになっておりますけれども、なかなかやはり委員が今おっしゃられたように、トイレ休憩というようが多くなってるのも事実かなとは思いますが、まず今回この回廊撤去することで、外からも見やすく、西郷像も見やすく、誰もが使いやすい施設にしていきたいということで今回提案をさせていただいてますので、今後は、やはり観光協会のみならず、地域であったり、ほかの団体であったり、公園の利用促進を図るために、声掛けを行いながら、観光協会と引き続き連携をとりながら、この西郷公園の利活用を推進していきたいと考えています。

○委員（藤田直仁君）

今の回答だと何かすごくいい回答だと思うんですけども、実際問題として使う側が心配してるわけです。このままでは本来の観光業としての作業ができにくいということを実際言ってるんで、どうせ税金使ってからお金かけるんだったら、中途半端なものをつくるよりも、しっかりしたものをつくったほうがいいと思うんですよ。ただできえそういう形で立地的にも、一方向の利用しかできないとか空港からのほうの案内が、なかなかそこに戻って入ってくるっちゃうのは難しいと思うんで、やっぱりそういう意味でもやっぱり魅力ある西郷公園としての礎をつくっていく必要が当然あると思いますので、ここはもう少しどうせつくるんだったらという言い方は語弊があるのかもしれないですけど、もう少し練り直したほうがいいんじゃないだろうかという感じたもんですから今回のこの質問させていただきました。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

補正予算を組んでいますこの事業につきましては、メニューの中で回廊撤去のみの事業でございます。整備については、補助がついていないところでございまして、今回また撤去をして、またオープン化する際に、いろいろまた関係団体、また観光協会も含めながら協議していければと思っております。

○委員（藤田直仁君）

令和6年度に工事する間、実際図面で見ると真ん中あたりが、実際事務の作業、博物館の部分が残されているところに事務所とかあるんですかね。実際。これは影響というかやりながら全然問題がないような形になってるんでしょうか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

来年度工事という予定になっておりますが、まず、公園の敷地内のスペースにつきましてはやはり工事に当たっては安全管理上問題があるのかなというふうに考えておまして、閉鎖する期間も出てこようかと考えております。観光案内所につきまして、これは、できる限り休館せずに行いたいというふうには考えているところなんです、やはり来園者の動線の確保であったり、安全対策等を踏まえながら、現在、協議を進めているところでございます。

○委員（川窪幸治君）

確認なんですけども、説明資料、この赤枠のところ撤去されるということになってるんですけども、先ほども説明ありましたように、もう壁はなくて、見えやすい西郷公園とかそういう形になるということなのでいいですかね。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

言われるとおりでございまして回廊及び高速側のほうも外壁がありますけども、それでも全て除去します。今までやっぱり外壁、回廊があったせいで閉鎖的、入りづらいという意見もございまして、そのようなのがなくなればオープン化した見やすい公園で入りやすい公園になると考えております。

○委員（川窪幸治君）

あと説明書きの下の行に、近辺にある樹木、植木等も撤去したいというふうなことが書いてあるんですけども、このしたいというのと、撤去っていうのが少し、私は理解できないんですけども、するのかもしれないのかその辺を説明お願いします。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

今樹木について西郷像のまわりの高木は全部撤去します。それとまた真ん中にある高木も外からは見えづらくて、支障になってるんですけども、全部除去すれば、日陰がなくなるのかなということも考えております。今度、設計の中で、どれを残す、残さないということも考えていきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

説明資料の10ページになりますけど、この財源の部分で、3,197万8,000円ということで出てるんですけど、これは地域一体となった観光地、観光産業の再生、高付加価値化の事業ということですが、これはどのような内容ですか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

この補助事業、補助金につきましては、観光庁の事業なんです、地域が一体となって、観光地の再生や高付加価値化に向けて取り組もうとする計画に対しまして、国が審査を行って採択された場合は、地域や産業の稼ぐ力の回復と強化等を目的とするというような内容になっておまして、宿泊施設や、観光施設の改修であったり今回、提案しております廃屋の撤去等の費用について支援をいただけるものというような内容になっております。

○委員（前川原正人君）

計算すると大体50%補助、そういう理解にしかないんですけど、例えば新たな観光資源という点で考えたときに、先ほどの藤田委員のお話ではありませんけど、やっぱりただやるんじゃなく

てどうせやるんだったら、語弊がありますけど、ちゃんとしたやり方のほうが、後々の経費等についても節約ができるし、合併をして新たな霧島市が出来て18年19年になるわけですから、そういう点では、もっと合併特例債も借金ですけど、効率のいい起債ですので、そういう活用をすとか、そういうような議論というのはなかったわけですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

西郷公園の回廊については、在り方検討会の中でも、撤去方針は出てたところなんですけれども、とにかく事業費がかかって、有利な補助事業もないということで、今回この廃屋撤去というメニューがございまして、今回、応募したところが採択になりました。このまず撤去を終わらせてから来年度、壊したところに駐車場を確保したり、中の植樹帯を除去したところは、広場を広く使えるようなスペース確保も考えております。今の時点では、来年度の地域振興事業に募集して、採択になれば、それで整備ができればと考えております。

○委員（前川原正人君）

何がしたいかというやはり空港のちょうど目の前にあって、地理的条件的には大変いい場所なんです。だからこれをやっぱり生かさないと手はないと思います。だからこそ、藤田委員の言葉をかりれば、せつかくやるんだったら、中途半端じゃなくて、しっかりとした施設にして、人が寄りたくなるような施設をやっぱり考えていくべきだというのは、共通していると思うんです。ただ、そこにはある一定程度の財源も必要だし、それなりの期間も必要ということも認識しているわけですけど、例えば今後の展開として、また、新たな展開になってみたり、基本方針は変わらなくて、途中でやっぱりこっちのほうがいいよね、もっとこういうふうにやったほうがいいよねとかいう、そういう余力もある一定程度は残ってるわけですか。もう在り方検討委員会でもう答申が出ました。もうそのとおりってということも考えられるし、いろんな考え方があると思うんですけど。執行権を持つてるのは行政当局しかないわけで、議会はただ、ある意味、指摘をしたり、提言をしたりするのはできますけど、執行権がないから、議員同士でももっとこういうほうにしたほうが効率がいいんじゃないかとか、もっと観光協会の意見が反映されて、もっとよりよくしたほうがいいんじゃないかっていうのが、そういう声が出てるといのは当たり前のことであるので、やはりそういうある一定程度の含みも持たして、臨機応変的な対応というのも可能なわけですか。

○商工観光部長（池田豊明君）

今委員が言われるとおり、タイミング的にできるのであれば、一度に物産館の中も、修繕といえますか、改装というかそういう形もあるんですが、以前からずっとその回廊があることで、閉鎖的であると。その中で、在り方検討会の中でも、どういう活用していくかということも、それを踏まえた上でどう活用していくかということでは、やはりその回廊自体があることで、活用が見いだせないというところでとまっております。そのときが在り方検討会のところでは、明確な答えが出ないままなんですけど、維持管理をしていくということで、そのあとに指定管理等が入っております。指定管理に入っていたいただいた事業者の方も、やはり回廊があることで、閉鎖的であって、なかなかその収益というか、難しいということで、どうしてもその回廊の撤去を実現しない限り活用見いだせないというところがありました。なので今回このタイミングといえますか、この補助事業があることで、この補助事業が、アフターコロナを観光庁が見据えて、廃屋の撤去、それだけでも、今回は補助という形で出すという事業がありましたもんですから、その部分について、1番望んでいた回廊の撤去というところについて、この事業を使いたいと。当然それを来年するんですが、その中で、今度はなくなって、今まで使っていたいただいた事業者の方だったり地域の方は、先ほど言われましたように、空港が近いです。空港からもなかなか銅像が見えない、そういうこともありますので、空港前の街路樹であつたりとか、そういうところとか空港からの動線とか、そういうところも、県と協議をしたり、活用を観光だけでなく、地域の利用とか、そういうことも考えていくことは今後考えています。

○委員（木野田誠君）

今予算委員会でも意見が出ましたように、私どもの産業建設のほうでも、意見が出たわけです。もうちょっと将来的なものも示してもらえれば、理解度も深まるんじゃないかというふうに思っております。令和6年度までに事業が終わるわけですけれども、その間にでも、やっぱり、方向性が見えてきたら、即、提示してもらいたいというふうに思っております。それで、実は総務のほうの総論のところ、観光庁から出てきている3,197万8,000円、このお金が雑入というふうになってるわけです。非常に疑問に思いまして聞きましたら商工観光に聞いてくれということでありましたけれども、ある程度説明ももらいました。要するに国からお金がストレートに市に来たんじゃなくて、途中でということで、この前も質問しましたら確か20何億っていう話だったと思うんですが、途中である組織はどういう組織、国からこの組織に降りてそして商工観光のほうにお金をおりてくるわけで、その真ん中の組織はどういう組織なのか、教えてください。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

今回観光庁の事業として、直接入ってくるようであれば国庫補助金等になるかと思えますけれども、これが先ほどから出ていますけれども、地域一体となった観光地、観光産業の再生、高付加価値化事業事務局というところを通して、ここは国が委託している執行団体になりますので、そこを経由して市に入ってくるということでございますので、雑入によって計上させていただいているところでございます。

○委員（木野田誠君）

もう突っ込んで、教えていただきたい。何でこういうのを途中でつくらなきゃいかんのか、分かったら教えてほしいんですけど。分からなければしゃあないですから。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

観光庁のやり方なんですけれども、例えば申し上げますと、以前神話の里公園で浄化槽を入れたときにも、直接国から入らずに、こういった事務局を通してというところにして、執行団体に委託をしてというやり方をとられる国の方法なのかなというふうに考えています。

○委員（野村和人君）

この西郷公園の事業につきましては、本当、地元の団体もいろいろこれまでこの西郷公園について、活用方法をいろいろ模索してきた中で、なかなか、できなかったところだったというのはありながらだったので、本当にありがたく思っているところであります。先ほどからあるように皆さん方も、この西郷公園をどうやって生かすかというようなお話があったと思いますので、本当実際、残る建屋については、トイレもきれいな状態であって、また厨房もちょろっとでも、あるわけですので、この施設をどうやって稼ぐ施設にするかっていうことを含めて、要望ですけれども、地元の団体、その他、活用団体とあわせて先ほど観光協会もあわせて、しっかりと協議の上で、内容を進めていっていただきたいということで、要望をさせていただきます。

○委員（藤田直仁君）

今までの説明を聞いてると、補助の部分ですよ。地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業この約3,100万円。私が言ってるのは、そもそも総予算が6,000万円を超えている予算ですよ。私が言うのは、一般財源ももう少し投入してもいいからって意味なんです。要するにこのここだけで、ひもつきなんで予算は。そうじゃなくて私が言ってるのは、一般財源も投入して、もう少し、今回のリニューアルの中で工夫して、観光を本当に売り出せるような体制を整えたらどうですかって意味で言ってるんですよ。先ほどから今後はということで、何か、言いくるめられている気がするんですけども、具体的にこの令和6年度の執行するまであと若干残ってますね。半年ぐらい、この中で、観光協会では今後は、この期間中に話合いを持って少しは一般財源まで使うことができれば、内容を変えることができるのかどうかってその可能性を教えてください。

○商工観光部長（池田豊明君）

今の6,000万円の中の半分の一財について使ってということではできないと思っています。藤田委

員が言われるみたいにプラス、一財を使ってということになるとは思うんですけど、先ほどからも今後という形で、先ほど説明しましたが、実際は回廊がなくなることが前提であります。その中で、今回条例で建屋の中の使用料、そういう形も、民間が入って使えるような形で条例を変えております。そうなったときに観光協会があの中でどういう位置づけで、どういう場所で、どこでやるかということと、また、部屋もどういった形で民間が入っていくか。民間に貸せるとかそういうことを考えた場合、しばらく時間がかかるのかなと思っています。なので今回この部分については撤去が終わるまでの間についても観光協会とも話をしたり、民間の事業者がどういうことが、なくなった場合入ってくれるところがあるか。そういうことについては、協議していきたいというふうに思っています。

○委員（木野田誠君）

その協議の場所ですけど、在り方検討委員会が、以前はあったと。何年か途切れているということですが、今度の予算の場合は、園畑課長のところでやってらっしゃるわけです。今後は、この協議の場は、新たにつくられる予定があるのですかあるんですか。あればどういう形を予定していますか。

○商工観光部長（池田豊明君）

先ほど公園として物産館が中にあります。名称的には西郷公園と、公園という形です。先ほどお話、しましたとおり、地域の方の活用であったり民間としての商業施設という観点もありますので、全庁的なものも踏まえて、協議していきたいと思いますがどういう形で協議会をつくるのかという形で今のところまだ考えていません。そこも含めて、また早急にそういうことは考えていきたいと思っております。

○委員（野村和人君）

霧島高原国民休養地のタンクの件でございます。現状このようなオーバーフローのフロートが動かなくなったりとかという現状になってしまった時期がいつなのか。また、これは、早々にやらないとということにも思うんですけども、これまでの修繕費等の枠内ではできなかったという意味なのか。

○商工観光施設課主幹兼施設管理グループ長（松崎義美君）

このような状態になっているのが分かったのが、本年5月でございましたけれども、その後いろいろ、現状で回復が可能であるかというのをいろいろ調査しながら、取替えまでしなくても、何か対策はないかということでもいろいろ調査をしながらだったわけですが、6月議会には間に合いませんでした。既存の一般修繕といいますか、その中では約130万円の捻出がやはり難しいということで、今回、提案させていただいた次第でございます。

○委員（野村和人君）

補正という形になってしまったということですけども、早々に、この修繕ができるような施工体制のほうをお願いしていきたいと思っております。

○委員（野村和人君）

財政のほうで聞いて、そしたら商工で聞きなさいということでしたので、直接的にあれではないんですけど、市長の提案理由説明の中で9月場所についての懸賞旗を設置したというようなお話がありました。これについての財源について御説明いただけますか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

今回9月場所に懸賞旗を掲出しております。この財源につきましては、関平鉱泉販売管理運営事業の既定予算の公告料で対応しているところです。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで商工観光部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時34分」

「再開 午後 1時35分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

議案第61号、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）の建設部所管の予算の概要について、御説明いたします。今回の補正予算は、本年7月の局地的な大雨及び台風6号により被災した河川施設の復旧に要する経費で、款）災害復旧費で総額4,400万円を計上しています。併せて、款）土木費及び款）災害復旧費で総額1億170万円の繰越明許費を設定しようとするものです。以上、建設部で所管する歳出予算の概要について、説明を終わりますが、その詳細につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○建設部土木課長（笛田純一君）

土木課に関する令和5年度一般会計補正予算（第5号）について、御説明いたします。補正予算説明資料14ページ、予算に関する説明書は64～65ページになります。（款）11災害復旧費（項）2公共土木施設災害復旧費（目）1土木施設災害復旧費補正額4,400万円は、現年補助河川施設災害復旧事業で、7月の局地的な大雨及び台風6号により被災した国分地区2件、溝辺地区1件、横川地区1件、牧園地区1件の合計5件の河川災害復旧に係る工事請負費を計上しています。特定財源は、現年補助土木災害復旧費2,934万8千円と公共土木施設災害復旧事業債1,460万円を充当しています。次に、予算書4ページ第2表 繰越明許費補正について御説明いたします。（款）11災害復旧費（項）2公共土木施設災害復旧費 河川施設災害復旧事業の4,400万円は、今回の第5号補正予算で追加計上している現年補助河川施設災害復旧事業に係る費用で、国の災害査定が今月と11月の予定であることから、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

予算書4ページ第2表 繰越明許費補正について御説明いたします。（款）8土木費（項）5都市計画費 街路整備事業の5,770万円は、国分中央一丁目の犬追馬場線の整備に係る費用で、地権者との用地交渉に不測の日数を要し、標準工期の確保が難しいことなどにより、繰越しようとするものです。以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今、口述の中で都市計画課長のほうからありました地権者との用地の交渉に不測の日数を要していくだろうということで、今回、明繰で送っていくわけですが、この地権者というのはどれぐらいの何筆ぐらいが対象になっているわけですか。

○都市計画課長（秋窪達郎君）

今回の対象といたしましては1筆1名の方でございます。

○委員（前川原正人君）

1筆でこの街路事業で5,700万円となるとですね、結構なこれは土地買収だけではなくて、ほかの部分も含めた全体像としてとらえなきゃいかんと思うんですけど、大体評価額で見ると、どれぐらいの金額はいいんですが、大体、平米数ですね、どれぐらいを見込んでいらっしゃるのですか。

○建設部都市計画課主幹（深迫康幸君）

残る1筆の道路用地の面積は166㎡になります。

○委員（野村和人君）

この災害復旧の上で一部繰越しをしなければならなくなるということですが、全てではないと思いますが、どの物件が、どの地区のどれが繰り越さざるを得ないのか御説明をお願いします。

○建設部土木課長（笹田純一君）

全て繰越しになります。

○委員（有村隆志君）

繰越明許費が結構あったんですけれども、ただ、残すのは工期を確保するためということなんですけれども、ただ実際は災害が起きたら、そこは大変なことになるのではないかと思うんです。そこら辺の、急ぐべき、基本的には川の護岸が保全というか予備的に何かしてあるものなのか。それともそのままなのか。どちらですか。

○建設部土木課長（笹田純一君）

災害復旧自体は急ぎなんですけれども、先ほど申しましたように、今月、災害査定を受けるもの、また11月を予定しているもの等ございます。先に設計しまして、それから発注となるんですけれども、梅雨時期とかも越さないといけない時期もあったりしますので、そういったことも想定されますので、それなりの保護というのは、できる範囲で行っているんですけれども、それを行いながら繰り越さざるを得ない工期になるということで、今回挙げさせてもらっております。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、これで建設部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時44分」

「再開 午後 1時46分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第61号令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育部所管の予算の概要について、説明します。補正予算書の3ページをお開きください。今回の補正予算は、高压電力契約の変更に伴い不足が見込まれる光熱水費、福山公民館の改修に係る経費及び国庫支出金の確定に伴う償還金を追加し、(款)10教育費のうち、(項)2小学校費を3,963万7,000円の増額、(項)3中学校費を2,174万9,000円の増額、(項)4高等学校費を669万6,000円の増額、(項)5幼稚園費を62万6,000円の増額、(項)6社会教育費を6億4,753万円の増額、(項)7保健体育費を1,154万円の増額、うち教育部関連を1,125万5,000円の増額とし、教育費全体として7億2,777万8,000円を増額し、補正後の額を85億1,470万円としようとするものです。うち教育部関連として7億2,749万3,000円の増額です。併せて、繰越明許費を追加しています。なお、今回の補正予算のうち、高压電力契約の変更に伴うものについては、総務部が一括して説明済みですので、これ以外の詳細について、予算説明資料等に基づき、各課長が説明しますので、御審査よろしくお願います。

○教育部教育総務課長（林元義文君）

教育総務課に関する令和5年度一般会計補正予算（第5号）について、説明します。補正予算に関する説明書の56～57ページ、補正予算説明資料の11ページをお開きください。(款)10教育費、(項)5幼稚園費、(目)1幼稚園費は、62万6,000円を増額しています。令和3年度及び令和4年度の保育士等処遇改善臨時特例交付金国庫補助金の確定に伴う償還金です。以上で説明を終わります。

○社会教育課長（福永清美君）

社会教育課に関する令和5年度一般会計補正予算（第5号）について、説明します。補正予算に関する説明書の58～59ページ、補正予算説明資料の12ページをお開きください。(款)10教育費、(項)6社会教育費、(目)4公民館費は、6億4,508万3,000円を増額しています。このうち、福山公民館を改修し、同公民館、消防局福山分遣所及び福祉センターの機能を集約した複合施設とするための経費について、6億3,968万5,000円の増額です。財源として、合併特例債を6億770万円充当しています。一般会計補正予算（第5号）の4ページをお開きください。福山公民館の改修について、令

和5年度内の工事の完成が見込めないため、繰越明許費を設定しています。以上で説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

この福山の公民館は、耐震は終わってるんですか、今からですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

耐震診断を行いまして、一部、耐震が足りないというところがありましたので、その部分については、今度の改修工事で耐震補強していくと。耐震補強といいましても、耐震というのは、バランス、強度もありますけどバランスもありまして、一部、壁にスリットを入れる。柱がありましてそこに壁がついているところがありますので、窓の下にですね。そこにスリットを入れることで耐震が強化されるというか、その工事をするだけで、耐震補強になるということですので、耐震補強としては、軽微な補強ということになります。

○委員（久木田大和君）

同じく福山公民館の改修についてですけれども、合併特例債を使うということでもあるんですが、6億円という膨大な工事費に関しては、建て替え等の検討はなされなかったのかというところの費用のところはどのようにしているのかお示してください。

○教育部長（池田宏幸君）

本会議等でもいつも話題になります、本市は今、公共施設マネジメントの公共施設管理計画に基づきまして、公共施設の適正管理を行っているところでございます。その中で、こないだ本会議でも出てまいりましたけれども、鉄筋コンクリートの建物については、建設から80年間使うというのが前提でございます。現行としては、まず建てて、それから30年ぐらい使って、1回大規模改修して、あと25年使って、55年目ぐらいでもう1回リニューアルをしてですね、大規模改修して、80年たったら建て替えて新しいものが必要な施設については建てかえるというのが鉄筋コンクリートについての基本的な考え方でございますので、今回の複合化ですけれども、鉄筋コンクリートについての基本的な考え方でございますので、今回の複合化ですけれども、鉄筋コンクリートのまだ使える施設があって、そこに集約をするというようなことで話が進んだものというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

福山公民館の関係ですが、これは、最初にいただいた昨年の12月23日付けの全員協議会の中で資料として示されたわけですね。そしてその後、この時には大体こういうふうになるであろうという基本設計的な部分で示されたわけです。そしてその後、今度はちょっと配置等についても若干、変更になって、そしてその上で今回が実施設計になっていくんだろうなという想定をしているんですけれど、大体総工費が幾らぐらいを想定していらっしゃるんですか。今回、6億数千万円の予算ではあるんですけれども、総工費としてはどれぐらいをこの完成までのですね、附帯工事から全部入れて幾らぐらいを想定されているんでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、予算要求しているのにつきましては、実施設計が終わりまして、今、工事を着工しようというための予算計上です。現在のところ、この6億3,000万円で全てを工事、工事管理等含めてやっていくという考えです。

○委員（前川原正人君）

もう一つの問題、問題というか疑問に思うのが、令和6年度予定ですけど、明繰で送って、工期が大分というか2年も3年も延びるということはないでしょうけれど、その範囲内で完成をしていくわけですけど、問題は今ある分遣所、この跡地の利用ですね。もうそのまままた壊すとなれば、当然その解体費用も出てきますし、そして、一緒に複合化するわけですのでもっと集約をされてい

くのかなという気はするんですけども、今の分遣所の跡地利用ですね、そのまま、開放的に駐車場スペースとして残していくのか、そういう議論というのはいないわけですか。

○教育部長（池田宏幸君）

基本的には解体をするという方向で話は進んでおりますけれども、今後、有効な活用方法が、解体に着手するまでの間にですね、有効な活用方法が見つかったら、違う方法で活用するというのもございますので、解体が確定をしているということではございません。

○委員（前川原正人君）

調べてみると、分遣所の建設年度が昭和48年、1973年、もう大体50年近くたってるわけですね。ですが鉄筋コンクリートの許容の耐用年数でいけば、大体一般的に60年ぐらいであろうというふうに言われてるんですけど、また壊すのも金、そしてまた活用するのにもまたそれなりの財源が必要になるわけですので、そういう部分というのは今後の課題という理解でよろしいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今おっしゃったように、昭和48年に建てています。昭和56年以前の建物ですので、もし利用するとなると、やはり耐震診断を行って、耐震があるかどうかというのを確認してからということになりますので、今のところ解体という方向のかなと思っておりますが、利用するとなるとその辺の経費もかかってくるということもありますので、今後検討していきたいと。

○委員（前川原正人君）

よく、この公共施設の建設関係についてよく議論になるのが、そのまま直接発注をするやり方、いわゆるプロポーザル方式だったりとか様々やり方があるんですけど、もう今現在動いてますから、途中で変えるということはできないですけど、今後のプロセスですね。大体どのような感じで完成までいくというふうに想定されていらっしゃるんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回、総額で6億3,000万円なんですが、いろいろ建築、電気設備、空調と分けて発注したいと考えています。今までもこの規模の建物については、通常発注方式で発注しておりますので、金額によってはJVだったり、総合評価方式ということになりますけれども、それも通常やっていることでありますので、プロポーザルとか病院がやりましたECIとか、そういうところでは考えていないところです。通常発注方式で考えているという。

○委員（有村隆志君）

この図面を見させていただいて、消防車庫が道路に面しているわけですけども、そうすると緊急車両ですので、ここに公民館があるということは人の出入りで人が交錯しないような柵とかそういうものはつけるべきだと思うんです。そこら辺の配慮はどうなっていますか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

1枚目の配置図に示してあります配置図に沿って説明させていただきます。北側のほうに消防車庫というふうにしてありまして、この前のスペース、消防車庫よりちょっと左側と言いますか、このスペースにつきましては、福山分遣所が専用で使うようなイメージになっています。公民館等に、この事務所等に用事がある方は、この西のところに駐車場スペースがあったりしますし、ここはバスが入ってくるスペースになっておりまして、ロータリーということで回ってここでバスを降りてということになりますので、一般の来客ということではこの西側と体育館の周辺というか、体育館の西側のほう、この辺に車を停めていただいて、公民館の南側から入っていただくということで、動線を分けているところです。

○委員（有村隆志君）

続けてすみません。それから、ここは2階までしかないわけですけども、階段だけしかない。エレベーターはないですね。はい分かりました。それと、あとお聴きたいのは、この図書室なんですけど、これは前からあった場所に多分ある、そのまま使うということでここは何も触らないということですか。それとも、できたら子どもさんに夢のあるようななんか明るいイメージにして、

ちょっと今まで暗いのかなというイメージがあったので光をしっかり入れて。それとやはり、福山、特色あるものをなにかこう。久木田君がカライモを作ってますけど、カライモのモニュメントとか、何かそういう夢があるようなのを、ちょっと子どもたちにこの地域が分かるようなものを何か。というのはですね、牧園の図書館にちょっと変わった椅子が置いてあるんですよ。感動したんですけど、そういう面白い椅子があって、そういう夢のあるものは考えていないか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

図書館に関しましては、現在の場所とほぼ変わっていないんですが、全く触らないというわけではなくてですね、逆に言うと、全て改修すると。この建物につきまして、中も内装もやりかえますし、外の外装もやりかえる。防水槽もやりかえるというような形ですので、位置は変わらないんですけども、中身としては、今言われましたように明るくなるような工夫はしていきたいかなとは思っております。ちょっと福山らしさを出すモニュメントとか、モニュメントというかそういうものについては、現在のところ考えていないところではありますが、お金のかからないところで、壁を明るくしたりとか、そういうことは可能かなというふうに感じています。

○教育部長（池田宏幸君）

エレベーターの話をしていただきましたんですけども、実は今回、この予算の提案をいたしておりますけども、本来であれば令和6年度の当初予算に計上する予定で市としては計画をいたしておりました。その中で、やはりその当初の計画は、建物を右と左に分けて、消防分遣所とそれから公民館等の施設に分けるということになっておりましたので、一、二階に公民館があるというような構造でした。それを設計を期間を延長して考慮することによって、1階を公民館、2階を消防分遣所とすることによって、一般市民の方々があまり2階に行かなくていい、いわゆるエレベーターが必要でないようにですね、いらないように設計変更するために期間を延ばして、今回の補正予算で計上というような方法で実施をすることになったものでございますので、御理解いただければと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

すいません先ほど、前川原委員の質問で、6億3,000万円ということを申し上げましたけども、6億3,000万円は工事費でありまして、それ以外に管理業務委託と補填補償費を含めて、今回計上している6億3,968万5,000円というのが、工事に関係する金額となります。

○委員（前川原正人君）

もう一点ちょっと確認しておきたいのが、以前、この質問をさせていただいたときに、今の既存の、今ある福山公民館と比較したときに、大体、平米数で460㎡ぐらいが削減されるだろうということで説明を受けているんですね。これは、効率よく建物ができていって、集約化されて、複合化されていくという点での利点でもあるんですけども、この460㎡既存の建物の平米数から見たときには、ほとんど変わりなく、460㎡程度の削減面積になるという理解でよろしいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回の工事で既存建物の改修としましては814.6㎡。消防車庫といいますか、車庫の増築分が250.4㎡になります。今回、ここだけでいいますと、総量が減るということではなくて、この部分でいくと250.4㎡ぐらいの増ということになります。そこのすいません、当時、何平米が減ったかというちょっと発言のどこまで含んで減ったかというのがちょっと分からないんですけども。

○委員（前川原正人君）

言葉が足りませんでした。最初の説明の変更前ですよ。変更前を見たときに、私は聴いてるわけですよ。そしたら大体、今既存の福山公民館と比較したときに、新しいものができたときには460㎡ほど削減になるんですと。だから、その後また変更してしますので、逆に言えば、コンパクト化されて無駄が省けたというか、集約化されてますから、その視点で見たときに、今の現在の進められようとしている建物と既存の公民館との平米数でいったときに、どのような現象になるのかということをお聴きしたかったんです。

○教育部長（池田宏幸君）

直接面積でと言うよりも、社会教育施設、生涯学習の施設ですので、部屋として社会教育施設としての機能が果たせるというようなことでございまして、現在の福山公民館は1階には小さな部屋が一つですかね。会議室があって、上は大広間というか、大きい部屋が一つあって、1階に調理実習室があってというような配置になっております。今回、調理実習室を会議室にして、2階部分には別にまた会議室を設けるわけですけれども、福山地区の現状として、福山公民館が建てられた昭和の時代からすると、今はもう活性化センターができて、大きな会議は活性化センターでできるといことで、大きな部屋があそこの場所に必要かという検討をいたしました。そういうことも検討した上で、逆に、少し小さめの部屋のほうが使いやすいんじゃないだろうかというようなことがございまして、複合化する中で、小さな部屋をいくつか設けながら生涯学習ができるようなというようなコンセプトで設計をしたところでございます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

450㎡ぐらい減ったというのは、ちょっと私が発言していないのでちょっと分からないんですけど、隣に老人憩の家というのがありまして、あれが約430㎡あったと思いますのでそこで減が生じているということと、将来的に福山分遣所を壊すと180㎡ぐらいがまた減ってきますんで、そういうところで表現した数字だったのかなと推測しています。

○委員（前島広紀君）

予算書の説明書の58ページなんですけれども、口述では福山公民館を改修し、同公民館消防局福山分遣所及び福祉センターの機能を集約しとあるんですけれども、この58ページで見れば、款の10の教育費、項の6の社会教育費で、こういう一連の予算となっているわけなんですけれども、ちょっと単純に考えると、例えば消防とかそういうのを分ける必要はなかったんでしょうか。全部一括で6億幾らであげてよかったものなのか。ちょっとお伺いしたいんですけど。

○教育部長（池田宏幸君）

予算の計上上の手法なので、これについては教育費に計上して、一括計上でも特段問題ないというふうに考えております。ほかの例で申しますと、例えば霧島市の場合は、市民会館の管理費が教育費にあるわけですけれども、うちの教育委員会の所管ではありませんけれども、今はスポーツ・文化振興課が所管しておりますので違いますけれども、この市民会館の経費というのは、決算統計のときには総務費に分割して持っていくんです。そういうルールになっておりますので、特段計上する目が別々に分かれていなくても、決算の時に分割するという手法でカバーすることができますので、予算計上はこれで問題ないというふうに考えております。

○委員（野村和人君）

同じく福山公民館の件ですが、ポンチ絵によると、令和5年度引っ越し、令和6年度中の供用開始というふうに表現されているんですが、実際何月頃から何月頃までという目標があるのかお示しいただきたいと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回この予算をつけていただいた後に、12月ぐらいに入札をしたりしながら1月から着工したいと考えています。工事期間としては、6年12月ぐらいには完成するのかなと考えております。引っ越しとしまして、ここのポンチ絵に書いてある福山公民館引越作業の令和5年度の分は、今ある公民館が改修するためにちょっと引っ越してもらおうという引越作業で、新しくなった公民館に引越作業というのを6年度に、6年度中に工事を終えまして6年度中に引っ越しをするという考えです。

○委員（野村和人君）

図面のほうにあります、ちょっと濃いめで囲ってあるこの部分が工事期間中仮囲いなりをして使用できない範囲ということでよろしかったですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

この配置図で少し黒く太い線が書いてあるところが仮囲いをして一般の方は入れないという所になります。

○委員（野村和人君）

あと、この部分で各地区公民館に対しての高圧電力契約の部分があると思うんですが、差引き計算をするとここで表現されてる539万8,000円とあと5万円の差が出てくるのかなと思うんですが、こちらのほうが、何か所の公民館に対しての光熱の電力のアップ分なのか。5万円の分がこの計算であってるのか、併せて教えてください。

○教育総務課教育政策グループ長（山内 太君）

光熱水費に関しましては、横川公民館、高千穂地区公民館、霧島公民館、隼人農村環境改善センター、福山公民館、それとシビックセンターと一体になっておりますけれども、国分公民館というところで、5館プラス1ということになっております。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで教育部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時18分」

「再開 午後 2時21分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、上下水道部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（上小園伸一君）

議案第64号令和5年度霧島市下水道事業会計補正予算(第1号)について説明します。本議案は、令和5年度霧島市下水道事業会計予算に定めた日当山地区排水機場整備の債務負担行為について、その期間を延長しようとするものです。詳細については、下水道工務課長が説明しますので、よろしくご審査くださるようお願いいたします。

○下水道工務課長（三島由起博君）

令和5年度霧島市下水道事業会計補正予算(第1号)の1ページ、補正予算(第1号)に関する説明書の2ページ及び資料1をご覧ください。資料1を用いて説明します。日当山地区排水機場整備に関して、当初、令和5年度から6年度までの2か年で、機械・電気設備の整備を計画し、補正前の図のとおり、支出予算及び期間を令和6年度とする債務負担行為を予算措置していました。この整備に関し、国や県との協議の結果、国庫補助金配分の見通しを考慮して執行計画を調整し、補正後の図のとおり、債務負担行為の期間を1年延長し令和6年度から令和7年度までとしようとするものです。以上で、説明を終わります。なお、補正予算(第1号)に関する説明書の2ページについて、補正前の当初予算で記載漏れがあり、今回の補正で修正し、2段目を追加していますので報告してお詫びします。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

二、三お聞きをしておきたいのは今の課長の口述の中で、総体でいけば、1年間、この補正で期限を延長をしますよということで理解するわけですけど、国と県との協議の結果ということで、国庫補助金の配分の見通しを考慮して、1年延ばしたんだという口述になってるわけですけど、結局ここに関わるその背景があるわけですね。最初の計画があって、当然金がかかる事業ですので、それはもう予算的な配分だったり、市の都合だったり、財政的な配慮だったり様々あると思うんですけども、国や県との協議の結果、国庫補助金配分の見通しを考慮してという、ここが部分の背景が私たちには見えないわけです。どういような、やりとりがあったのか主なものが示せるものがあれば示してください。

○下水道工務課長（三島由起博君）

まず、今回令和5年6年債務負担の関係で予算要求する段階で、排水機場の整備になりますので、単年度当たりの事業費がかなり大きくなり、全国的にも、やはりこういった集中豪雨等によりまして、雨水対策の重要性が高まっております。国のやはり予算措置の部分では、枠の部分がかかり今後厳しくなるというふうに考えています。ですので、ある程度、一括して予算確保ができないかという部分もございましたし、そういった部分で、国、県にも、そういった要求をしたところがございますけれども、冒頭申し上げましたとおり、全国的にやはり雨水事業の予算確保という部分で、単年度当たりの事業費が大きいということがありましたので、やはり分けて要求をいうようなことがございました。あわせて、現在鋭意進めております排水機場の整備について、やはり工事工程を見直したところ、やはりそういった期間等も踏まえますと、やはり1年延ばす形のほうが1番協議の上、適正ということで、そういったことになっています。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで上下水道部の質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時27分」

「再開 午後 2時43分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより補正予算関係の議案処理を行います。

△ 議案第61号 令和5年度霧島市一般会計補正予算（第5号）について

○委員長（鈴木てるみ君）

議案第61号、令和5年度霧島市一般会計補正予算（第1号）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（藤田直仁君）

先ほどからずっと言っておりますけれども、外壁と西郷公園のことです。外壁と同じように、今事務所のある母屋も同様に老朽化が進んでおります。協会からは今のままでは十分な観光案内所としての役割が果たせないというふうに言っております。しかし今の計画では一部の課題を残したままの形での整備という形になっているように思います。地域住民並びに観光事業の発展を考えると、西郷公園が憩いの場として、それから、観光案内所としての一役を担うためにどうあるべきか。総合的なビジョンのもとに整備を行うことが最も重要なことではないかというふうに考えます。現予算は財源として、補助にこだわり過ぎているような感が拭えないので、必要であれば一般財源の追加投入を含めてですね、可能な限り、本当に必要な公園兼観光案内所のための整備を再度、再考することを強く要望します。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第61号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第61号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第62号 令和5年度霧島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、議案第62号、令和5年度霧島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第62号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第62号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第63号 令和5年度霧島市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、議案第63号、令和5年度霧島市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

反対の討論です。私は、議案第63号霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対しまして反対の立場から討論に参加をします。今回の補正予算の特徴は、介護給付費準備基金積立金を4億1,546万5,000円を積み立てるものであります。確かに今後到来する団塊の世代の急激な高齢化、そして介護保険に対する要請などそのための蓄えも必要になっていることも認識をしているつもりです。また今言われている社会問題としては、介護職の賃金、また、人数を増加をさせていくことも必要であると考えております。反対する大きな理由の一つは審査でも明らかになりましたとおり、今回の準備基金の積立てで、11億1,990万7,100円、大体約11億2,000万円の積立金となります。そして、来年5月の時点での出納閉鎖時では、この積立基金が13億9,000万円となることを見込みで明らかになっております。この1号被保険者いわゆる65歳以上が納めております介護保険料というのは、大体年間約22億3,200万円です。今回の積立て基金の金額というのは、徴収されている介護保険料の約62.3%にも及ぶものでございます。そしてこの介護保険というのは、確かに市町村の割合、県の割合、国の割合各それぞれ割合が分担されていて、ここの部分についてははいじることは出来ないことも認識をしているつもりです。また介護保険制度というのは国の施策でもありはありますけれども、厚生省の通知がこれまで出されておりました、介護保険の準備積立金については、最低限必要と認める場合を除いて、基本的には次期計画において歳入に繰り入れるべきだということを明らかにしておりました、保険料の値上げを抑制のために使うべきだというそういう厚生省厚生労働省の通知も、これまで出されております。この介護保険の制度というのは、確かに国の施策でもありますが、実施主体は自治体であり、県内には自治体の裁量で負担軽減の取組をやっている自治体もございまして、例えば、今現在、霧島市の保険料の段階は9段階になっておりますが、これを細分化して12段階にしている自治体もあることも存在をいたしております。負担軽減に取り組んでいる自治体の事例です。サービスの切捨てとか、負担強化ではなくて本市も安心して老後が過ごせる施策こそ、次の第9期の介護保険の計画には、盛り込まれることこそ、大事なことであるということを指摘をし本案に対する反対の討論といたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいまの原案に反対者の発言でした。次に、原案に賛成者の発言ありませんか。

○委員（有村隆志君）

諸議案第63号令和5年度介護保険特別会計補正予算（第1号）の賛成の立場で討論いたします。今回の補正予算第1号は、総額5億5,163万円を追加する補正予算となっておりますが、令和4年度精算に伴う一般会計への繰出金、国県支出金の確定に伴う償還金、介護給付費準備基金への積立金などが主なものであります。特に今回は、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの終了に伴い、更新申請件数や調査件数の増加が見込まれるための必要な予算も計上されており、介護事業の適正化を図っていくためには必要なものと考えます。また、基金への積立についてですが、増加傾向の介護給付費のことや、今後の保険料の上昇抑制の財源として活用していくためには、当然に必要なものだと理解しています。したがって、議案第63号については、必要な予算措置であると考えますので、可決すべきと申し上げ賛成討論を終わります。

○委員（木野田誠君）

私は議案第63号令和5年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第1号）について賛成の立場で討論参加します。団塊の世代を迎えるに当たって積立金も大きな金額になってくることは分かっておりますけれども、今後、必要な場面が出てくるかなというふうに考えております。また、執行部としましても、基金の抑制、あるいはサービスの軽減というような面も含めて、今後シミュレーションをしていくというような意見でございましたので、こういうところを評価しまして賛成をいたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第63号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者9名であります。起立多数と認めます。したがって議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第64号 令和5年度霧島市下水道事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、議案第64号、令和5年度霧島市下水道事業会計補正予算（第1号）について、自由討議に入ります。意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第64号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第64号については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（鈴木てるみ君）

これで議案処理を終わりますが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は議案番号とその内容を御発言ください。

○委員（藤田直仁君）

議案第61号霧島市一般会計補正予算（第5号）の中の西郷公園の管理運営事業について、先ほど言いましたように、総合的なビジョンのもとに本当に必要な公園及び観光案内所づくりのための整備をいま一度再考することを強く望むことをつけ加えていただきたいと思います。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日予定しておりました審査を全て終了いたしました。これで予算常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 2時57分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 予算常任委員長

鈴木 てるみ